

第12回大館市・比内町・田代町合併協議会会議録

日 時：平成16年10月25日（月） 午後 1 時30分

場 所：大館市立中央公民館 2 階 視聴覚ホール

会議の次第

1．開 会

2．会長あいさつ

3．議 題

（ 1 ）協 議

協議案第 5 2 号 病院、診療所の取扱いについて

協議案第 5 7 号 財産の取扱いについて

協議案第 5 8 号 消防団の取扱いについて

協議案第 5 9 号 窓口業務の取扱いについて

協議案第 6 0 号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議案第 6 1 号 学校教育事業の取扱いについて

協議案第 6 2 号 社会福祉協議会の取扱いについて

4．その他

5．閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長	小 畑 元		
副会長	佐 藤 賢一郎	吉 田 光 明	
委員	伊 藤 毅	渡 辺 久 憲	荒 川 邦 隆
	中 村 弘 美	畠 沢 一 郎	吉 原 正
	菅 原 金 雄	岩 淵 吉三郎	佐 藤 照 雄
	蛇 川 景 一	齋 藤 恵 子	中 田 直 行
	仙 台 隆 義	武 田 砂代子	小笠原 豊
	高 坂 清 子	佐 藤 信 行	石 井 護

幹事長	佐 藤 忠 信		
副幹事長	出 島 雄 蔵	田 村 正 己	
幹事	木 村 俊 彦	山 本 貢	佐 藤 孝 昭
	本 間 勲	工 藤 堅 成	五十嵐 強

専門部会・分科会職員

病院部会長	芳 賀 利 夫	病院部会	小 林 雪 夫
病院副部会長	明 石 和 夫	病院分科会	松 沢 功
病院分科会長	田 村 正 行	病院分科会	富 樫 太
病院分科会	中 田 一 徳	財務部会	本 多 和 幸
財務副部会長	日 景 港	財務副部会長	中 村 勇
財政分科会長	木 村 勝 広	総務部会	上 村 泰 男
管財分科会長	小 畑 勝 明	建設部会	斉 藤 一 雄
建設部会	小 松 明 光	総務部会	渡 辺 一 男
防災分科会長	佐 藤 忠 博	総務部会	山 下 幸 一
住民部会長	富 樫 安 民	住民分科会長	一 関 雅 幸
福祉部会長	田 中 良 男	福祉部会	山 本 貴 司
福祉副部会長	仲 谷 正 一	福祉副部会長	古 家 斌 一
福祉部会	金 谷 京 子	高齢者福祉分科会	山 田 道 雄
高齢者福祉分科会長	芳 賀 利 彦	高齢者福祉分科会	佐々木 広 治
高齢者福祉分科会	佐 藤 伊久男	高齢者福祉分科会	渡 辺 一 康
教育部会長	秋 山 慶 紀	教育部会	阿 部 鉄 義
教育副部会長	佐 藤 悟	教育副部会長	武 田 昇
学校教育分科会長	三 浦 秀 明	学校教育分科会	佐々木 修

安 保 貴 洋

鳥 潟 幸 男

佐藤 拓人

工 藤 学

欠席者名（敬称略）

会議経過

午後 1 時30分 開 会

○**司会** 本日は、お忙しいところご出席くださいます、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第12回大館市・比内町・田代町合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長であります小畑大館市長からご挨拶を申し上げます。

○**小畑 元会長** 委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

前回の第11回の協議会では、継続協議となっておりました保育料など 9 件の案件につきまして、長時間にわたってご協議いただきまして誠にありがとうございました。

本日は、継続協議になっております病院・診療所の取扱いのほかに、新たに 6 件の案件が提出されておりますけれども、これですべての協議案件が提出されることになります。本日もまた長時間の協議となると思いますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○**司会** どうもありがとうございました。

ここで、本日、委員の皆様のテーブルにお配りしております資料について、ご説明申し上げます。

協議案第57号、財産の取扱いについて、平成16年10月25日差し替え分と記載されております資料でございますが、先にお渡ししておりました第12回合併協議会協議事項綴りの 2 ページと参考資料の 1 ページから 9 ページまでについて差し替えをお願いするものでございます。大変申しわけございませんが、後ほどご協議をいただく際に改めてご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、協議項目についてであります、当初予定しておりました54項目のうち、コミュニティ施策と予備項目として用意しておりました、その他の事業、この 2 項目につきましては、1 市 2 町で調整を要するような該当事項がございませんでしたので、幹事会でご協議いただき、協議項目からこの 2 項目を割愛させていただくことといたしましたので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

先ほど会長からお話しがございましたように、本日ご提案申し上げます 6 項目をもちまして、協議会での協議項目すべてが提出されることになります。よろしくお願い申し上げます。

また、大変恐縮なお願いでございますが、当ホール内での飲食はできませんので、会議途中でのお飲み物につきましては、視聴覚準備室、または受け付けの階段踊り場に用意してございますので、ホールを出まして、そちらの方でお取りくださいますようお願いいたします。

続きまして、本日の会議に移りたいと存じますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数をご報告申し上げます。

本日は委員20名の方の出席でございますので、協議会規約第11条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、本日、説明員といたしまして、財務、総務、住民、福祉、建設、教育、病院の各専門部会から部会長等関係職員が出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会議の前にお願ひでございますが、議事録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際には挙手の上、指名をされましてから、マイクを使用してご発言くださいますようお願い申し上げます。

それでは、協議会規約第11条第2項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

○議長 それではまた、暫時、議長を務めさせていただきます。

会議に入ります前に、会議運営規定第5条第2項の規定に基づきまして、本会議の会議録署名委員を指名させていただきます。大館市の齋藤恵子委員、比内町の吉原正委員にお願いしたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に入りたいと思います。

会議次第に従いまして、(1)協議を議題といたします。

協議案第52号、病院・診療所の取扱いについてを議題といたします。

本案件につきましては、前回の協議会で大館市立総合病院及び扇田病院の間での機能分担の取扱い等について追加資料が求められましたことから継続協議となっております。本日は、事務局から合併後の病院事業の体制、機能分担等について追加資料が提出されております。追加資料について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 病院部会の小林と申します。私の方から協議案第52号追加資料の説明を申し上げます。

合併後の病院事業の体制・機能分担等についてでございます。

まず最初に、合併時の体制についてであります。

市立総合病院と町立扇田病院は、累積欠損金と不良債務を処理して、現行の体制で合併する、ということにしております。

次に、機能分担等についてであります。

町立扇田病院では、外来8診療科のうち3科が週に1回の非常勤医師の派遣により診察しているのが現状でございます。

自治体病院にとりまして、医師の確保は大変重要な課題であります。本年度から新たな医師臨床研修制度が施行されまして、大学病院においても医師の減少がみられることから、自治体病院での医師の確保が大変困難な状況となっており、早急な対応が迫られております。これについては、大館、扇田それぞれ医師の派遣元が異なることから、医局間でも十分に協議し、上部医療機関とも相談し、解決しなければならないと考えてございます。

合併後は、1つの市に2つの市立病院を有することになりますので、こうした医師確保の問題を含め、医療提供の充実や病院経営の健全化を考えた場合、機能の分担についても、合併後の重要課題として真剣に検討していかなければならないと考えてございます。

次に、労災病院を含めました地域医療の充実についてであります。

本市には、労災病院もありますが、労災病院につきましては、全国的な労災病院の整理・統合の動きの中で、新聞報道にもありますように、医師の引き揚げに……引き揚げの「上げ」が「上」という字になっていますけれども、「てへん」に「揚」の「揚げる」の方に訂正をお願いします。医師の引き揚げによる診療体制の縮小の動きがあり、心配されるところでございます。

こうしたことから、労災病院を含めた3病院の、地域医療全体への役割のあり方につきましても、今後の課題として、それぞれの病院と十分に協議を重ね、地域医療の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、市立病院の役割についてでございます。

市立総合病院は、これまで鹿角を含め、本地域の2次医療圏の基幹病院としての役割を担ってきたわけですが、前述のような地域医療を取り巻く深刻な状況や地域住民の医療環境の変化を考えますと、その使命は今後さらに重要度を増すものと考えてございます。

こうしたことから、現在持っている機能を縮小することなく、一層の医療の充実強化を図り、快適な医療環境を提供しまして、地域住民の医療に対する期待や不安の解消に十分に应运えていけるようリニューアルを実施して、地域医療の中核をきちんと担える体制をつくってまいりたいと考えてございます。

次に、累積欠損金及び不良債務に関する資料といたしまして、3ページになります。

1としまして、累積欠損金及び不良債務の状況についてであります。この数字は、平成15年度末の残高でございます。単位は1,000円となっております。

まず、累積欠損金につきましてですが、市立総合病院は4ページに市立総合病院の貸借対照表がございまして、その4ページの右側の方、6剰余金(2)イの欠損金の欄でございます。3億503万7,000円が市立総合病院の累積欠損金でございます。町立扇田病院は、5ページに町立扇田病院の貸借対照表がございまして、そのページの5剰余金(2)イ未処理欠損金、これが扇田病院の累積欠損金額となりまして、17億5,060万4,000円となっております。

不良債務につきましては、市立総合病院はございません。町立扇田病院につきましては、やはり5ページの……失礼しました、不良債務額につきましては6ページに用語の説明欄がございまして、その中の(4)に不良債務という用語の説明がございまして、流動負債の額が流動資産の額を超える場合、それを超える額を不良債務と申してございます。この不良債務につきましては、5ページの扇田病院の貸借対照表に流動資産合計が2億6,149万1,232円、3流動負債の合計が3億8,902万6,459円となっておりまして、その差額の1億2,753万5,000円が扇田病院の不良債務の額というふうな形になります。

次に、2累積欠損金に充当できる資本剰余金の状況、同じく15年度末の数字でございます。まず、資本剰余金の合計、市立総合病院は4ページの6剰余金(1)資本剰余金の額28億6,456万9,000円、町立扇田病院の資本剰余金の合計額は5ページの5剰余金(1)資本剰余金の額17億7,746万9,000円でございます。この資本剰余金の中から累積欠損金額に充当可能な額としまして、市立総合病院は22億9,048万円、町立扇田病院は17億2,918万3,000円となっております。この資本剰余金の合計額と充当可能額の差につきましては、用語の説明の6ページの(2)に取り崩しができない資本剰余金としまして、建物等の施設や医療機器等の設備の整備にあたりまして、国や県より補助を受けて整備した分については、いわゆる累積欠損金についての資本剰余金の取り崩しができないというふうな形になっておりますので、この差額でございます。

次に、累積欠損金の解消についてであります。

累積欠損金は、先ほど申しましたように市立総合病院は3億503万7,000円、町立扇田病院は17億5,060万4,000円でございます。処理額としまして、市立総合病院は資本剰余金の中から同額の3億503万7,000円で処理をして、処理後はゼロにするという形であります。一方、扇田病院につきましては、処理額として、資本剰余金の中から充当可能額17億2,918万3,000円、これだけでは解消になりませんので、一般会計から2,142万1,000円を一般会計から繰り入れまして、これをもって処理後ゼロにするというふうな処理方法になります。

次に、不良債務の解消ですが、不良債務につきましては、市立総合病院はございません。町立扇田病院の不良債務額1億2,753万5,000円、これは同額を一般会計からの繰り入れでもって処理し、不良債務の解消にあたるというふうな形になります。

以上でございます。

○議長 ただいま説明がございました協議案第52号の追加資料について、ご意見、ご質問等がございましたら発言をお願いいたします。どうぞ。伊藤委員。

○伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

若干質問させていただきますが、これは合併準備室の方に質問、名指しで大丈夫ですか。

○議長 どうぞ。

○伊藤 毅委員 扇田病院の事務局長にお願いしたいんですが、先ほど我々の全員協議会で一応、両方の病院の貸借対照表を見ながら、大館も借財があるわけで、それは扇田さんも同じことなんですが、今のところ15年度残高ですので、16年度決算期の部分になると大体どのくらい増えるのかを想定しているのかということが第1点です。

第2点として、6月20日に合併をしたとして、ヨーイドンで人件費含めて運転資金としてどのくらいの額が必要なのかというのが第2点目です。

それから、今後、病院を維持していく計画の中で、黒字になる見通しをしていたのかどうか、第3点です。

それから、いろいろな条件、医師確保とかいろいろな条件が、不測の事態があったわけですが、それにしても県の方にもいろんな今後の見通し等を出しているわけですが、どのような返答をしているかというか、どういう文章を書き上げて議会にも、当然議会にも、議会としても当然厳しい注文が出ていると思いますが、その部分、議会側からどのようなご指摘を受けているかという部分が第4点です。

とりあえず、まず以上です。

○議長 はい。

○明石和夫病院副部長 扇田病院の事務局の明石です。

質問にお答えいたします。

まず1点目の不良債務、16年度決算見込みにおける不良債務の額はどれくらいかというご質問だと思いますけれども、現在の時点で試算しておりまして、約1億6,000万ぐらいの不良債務が発生するだろうということで見込んでおります。

それから、第2点目の6月20日合併した時点での収益、それから費用等につきましては、実は現在、医療職、一般職を除く医療職の給与の調整を行っております。したがって、現在のところ確実な数字はまだつかんでおりません。多分、近いうちに調整が終わると思いますので、その時点で試算していきたいというふうに考えております。

それから、扇田病院の収支における黒字ということのご質問でございますけれども、先ほど市立病院さんの方からご説明ありましたように、今回の一般会計の繰入金、要するに不良債務の部分と、それから累積欠損金の補てんするために不足する一般会計からの繰入金を行った場合と、平成16年度の決算見込みでは、当然、不良債務は発生しないことになりまして、経常損益におきましては現在試算したところ、5,200万ぐらいの黒字になるだろうというふうに試算しております。ただ、先ほどお話ししましたように、平成17年度の収支見込みにつきましては、今後、人件費等の調整、それから手数料・使用料条例の改正がございますので、その辺の収入見込みも若干相違が出てきますので、その辺を見きわめて試算してみたいというふうに考えております。

それから、最後の質問でございますけれども、病院経営における議会からのいろいろなご指摘、こういうのがあるかということでありましたけれども、実際のところ、やはり地域医療、扇田病院の自治体病院の使命として、どのような医療を提供していくのかというのを議会の方にはいつも言われております。ただ、やはり一番問題になるのは、やはり医師の確保問題、これがやっぱり喫緊の課題ということで、病院としてもやはりそれに最重点として取り組んでいくと。その医師を確保することに

よって、当然、医療を提供していくことにもなりますし、病院の健全、効率運営に期するものだということ、議会の方には示しております。

以上でございます。

○議長 はい、伊藤委員。

○伊藤 毅委員 すいません。一度に言えば良かったんですが、ちょっと忘れた部分もありまして。

もう2、3点お聞きしますけれども、医療機器の更新、または今後想定される導入の部分をどの程度の額とみているのかという点が一つと、建物の、当然、建設というのは維持管理費、また修理しなければならないので、その部分が今後横ばいでいくのか、それとも今後とも修理含めた維持管理は増えていくのか、その辺をどうみているのでしょうか。

○議長 はい。

○明石和夫病院副部長 答えいたします。

まず、医療機器の更新でありますけれども、毎年度、約1,500万から2,000万ぐらい予算措置いたしまして更新しております。更新にあたりましては、秋田県の整備資金から借入れを受けまして行っているという状況です。やはり、昭和58年に建設された病院でございますので、建設以来、更新していない高度医療機器もあります。例えば、CTのような高度医療機器もございますけれども、それらについては、できる限り起債の申請の対象になるようにこちらの方でも考えておりますし、病院で単独で支払うということはやはり負担が多いということになりますので、いくらでもそのような補助の優遇制度を利用しながら考えていっているところでございます。

それから、建物の維持管理に要する経費でございますけれども、これにつきましては、振興計画の中にも入れておりますけれども、毎年度、約2,000万ぐらい、補修するということで、次年度以降についても外壁等の補修がございますので、それらについても振興計画に登載しながら整備を図っていくということにしております。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。はい、伊藤委員。

○伊藤 毅委員 すいません、何度も。

うちの議会で、ちょっと全員協議会を開きました結果、非常に心配というよりもよく中身がわからないということで、今、失礼ですが聞かせていただいているわけですが、基本的には大館も扇田病院も一つの会計になるわけですが、いずれにしても、それぞれが企業会計ですのでそれぞれが一つ頑張ってくださいということに尽きるわけでございますが、うちの方の病院の事務局長の、市立の場合は、平成、病院を建て替えるとすると25年まで赤字と、25年から6年になると黒字に展開していくという計算式のもとでやっているというお話しがございましたが、当然、扇田病院さんもいろんな形で進んでいくとすれば、当然、そういう計画書がある意味では黒字にいかなくてもプラマイゼロになるという計画が当然出ていかなければ、町立病院そのものとして存続はできないだろうというふうに我々も考えましたし、当然、扇田の町としてもそういう、町長はじめ議会もそういう話題を当然なさっているというふうに私は感じておりますので、そういう話をどの辺まで進んでいるのか教えていただけないでしょうか。

○議長 はい。

○明石和夫病院副部長 答えいたします。

まず、お答えする前に、先般、新聞報道されました町が示した中期財政見通しというのが新聞報道されておりました。その中で、平成24年度には扇田病院が11億円の不良債務が発生する見込みである

ということが新聞に書かれてありましたけれども、実は、あの資料はですね、平成15年3月時点におきまして、庁内、役場庁内の合併研究会におきまして試算した数字であります。実は、試算時点では、医師不足によりまして人間ドックの収入、それから住民健診の収入が減額されております。というのは、当初予定しておりました医師が確保できなかったということで、約5,000万ほどの収入を減収して、それらを含めた収支計算で11億円というふうに出た数字、大変厳しい数字でありますけれども、そういうふうには試算した数字であります。実は、やはりご承知のように医療情勢というのは毎年度目まぐるしく変わってきます。診療報酬も改定がございます。当然、中期、長期の計画を策定しても、やはりその状況にあわせて計画の見直しを行わなければならないということで、実際には、先ほど申し上げましたように、やはり現状を分析しながらその計画をつくるということで、今時点で策定したものは、先ほど示した数字であります。平成16年度からは、医師確保ができたことによって人間ドック、それから住民健診の収入は増収見込みはできたということで、そういう形で毎年度における収支の見直しは行っているところでございます。ただ、やはり、その数字がつくった時点でその数字がずっとそのまま生きていくということになると、やはり先ほど申し上げましたように、診療報酬の改定等の影響も多大にございますし、それらをすべて見直ししながら新しいものに変えていくということで、現状分析しながら対応しているというところでございます。

○**議長** 質問は見通しいかんということでしたが、その質問に対する答え。

○**明石和夫病院副部長** 17年度以降の見通しにつきましては、今後、市立病院との今後のきちんとした診療体制を含めた話し合いをもって、17年度中にやはり経営分析をしながら検討していかなければならないと。今、17年度以降、要するに18年度以降につきましては数字を出すということは、非現実的な資料になってしまうのではないかなというふうに考えております。

○**議長** 伊藤委員。

○**伊藤 毅委員** 我々お願いしているのは、当然、病院は経営していますから、来年のことは来年のこと、それ以降はよく、いろんなことの調整をしなければわからないという計画はないはずなので、やはり5年後を見越した、10年とは言いませんけれども、せめて5年ぐらいはこういう形で進むという見越しがなければ、なかなか設備投資も医療機器の更新もなかなかできないわけですので、病院の事務局長としては、病院スタッフの中で十分に数も含めた5年ぐらいの計画は当然持っていると思うんですよ。その部分は数字の一人歩きというよりも、皆さんそれぞれプロですから、それぞれが把握した経験のもとに、または、いろんな情報分析のもとに当然計画書というのはあると思うので、別に数字に私はいいとか悪いとか言っているんじゃないくて、病院の長として、事務長として、その健全な病院経営をしなければいけないのですから、当然その計画書を我々に示していただきたいなというお願いをしているわけです。

○**議長** はい。

○**明石和夫病院副部長** 確かに言っていることはご理解できます。ただ、問題は、その病院の運営形態が今後話し合いによってどのようになるのかというのが、一番私は重要課題ではないかなというふうに思います。仮に現状のままの分析で試算するということは可能であります。今後の合併後の話し合いによって、仮に機能分担というのが進められて病院の運営形態が違ってきた場合、果たしてどのような数字で示せばいいのか、当然、先ほどご指摘ありましたように、高度医療機器の問題もそれには私はやはり関連してくるというふうに思います。例えば、市立病院さんのように高度医療機器を有しながら急性期医療を提供する場合、また、扇田病院のいうようにまだそんなに高度医療は有しておりませんけれども、どの辺までを病院として役目を果たしていくのかというのは、今後の病院間に

おいてきちんとやはり話し合いをしながら将来構想をもって、やはりきちんとした形で示すべきではないかなというふうに考えております。

○伊藤 毅委員 私ね、ざっくばらんでいいんですよ。別に、この数字がこうで、架空の数字を積み上げるなんて言っていないんですよ。ある意味では、病院として一つの独立をして維持していくためには、当然、綿密な計画をするわけですよ。そこにいろんな要素があって、その計画どおりいかないという部分はあったとしても、当然、見込みというものは当然つくるわけですよ。でないと、その病院としても維持していくということはできませんから、だから現状の形で、診療科もこのままでこうやっていくと、こうなるだろうという想定は当然なされてしかるべきじゃないでしょうか。合併は、また合併で、当然、合併とともに病院をどうするかと、大館市立病院との、ここは二つを残すということですから、相互に話し合わなければならないというのはわかります。単体としての意見を聞いているわけです。

○議長 はい。

○明石和夫病院副部長 現状で病院が存続した場合、ということでありますけれども、それは試算は当然しております。ただ、これをお示しするということは、先ほど言いましたように、まだ人件費、要するに給与費等の調整も行っておりません。現状のままの費用で要するに給与費、それから収入につきましても、例えば病院独自で定めることのできる費用がございますので、仮に分娩費用とかですね、それから診断料とかというのは病院独自で定めることができますので、現在、その調整も行っているところでございますので、それらがまだはっきりしておりませんので、今時点で出すということは、今の状況でお話しするということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長 今の時点でもいいという伊藤委員のお話しですけれども。

○明石和夫病院副部長 議長。

○議長 はい。

○明石和夫病院副部長 その見通しというのは、どれぐらいの見通しでよろしいのでしょうか。

○議長 どれぐらいというのは期間のことですか。伊藤委員。

○伊藤 毅委員 どれぐらいの見通しをしているのですか。

○議長 ということは、また返ってくる。何年ぐらいの見通しをしているかという、質問に対しての質問ですけれども、どうですか。

○明石和夫病院副部長 5年です。5年のスパンです。

○議長 伊藤委員、5年のスパンについての見通しを求めるとのことですね。そういう質問です。

○明石和夫病院副部長 議長、ちょっと休憩してよろしいですか。ちょっと資料を。

○議長 はい、どうぞ。

(休憩)

○議長 再開します。

○明石和夫病院副部長 それでは、お答えいたします。

平成16年度の決算見込みについてはお話ししましたので、平成17年度以降の5年間についてご説明します。

まず、医業収益、これは料金収入ですけれども、入院と外来収益ですけれども、これは現状維持ということでありますので、実績により9月時点の一般病床並びに療養病床の病床利用率、平均の病床

利用率を積算して収入の方は出しております。費用についても、先ほどご説明しましたように職員給与費については現状のままで、定昇部分だけを嵩上げて積算しております。これらで出しました経常費用並びに経常損益については、今、ご説明いたします。

まず、平成17年度については、いずれも17年度から21年度は不良債務は発生しません。経常損益につきましては、平成17年度9,665万1,000円の経常損益が出るだろうと。それから、平成18年度が9,952万8,000円の経常損益ですね、赤字ということです。それから、平成19年度は1億円。それから、平成20年度は8,000万。平成21年度は6,400万というふうに見込んでおります。ただ、収入につきましては、一般会計の繰入金、これは町から一般会計の繰り入れを行っておりますけれども、ご承知のように、これについては地方財政計画に計上されております積算を示されている方法によりまして繰り入れしておりますので、特に、例えば赤字だから補てんするということの積算ではございませんので、そういう一般会計の積算方法によって計算して町から収入して、それを見込んでの計算ということでございます。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。伊藤委員の方から、また特に追加質問ご意見ございませんか。いいですか、それで。いいですか？質問については、そうですか。

ほかに52号について、ご意見、ご質問ございませんか。はい、菅原委員。

○菅原金雄委員 大変耳障りなご質問がいっぱい出てきたようでありますが、ただ、私も58年、この病院を建設するときの前の任期からですので、51年から議員をやっていましたので、常に予算、決算についてはこれを認めてきたということであります。大館市立病院の方から見れば、大変な17億もの不良債務を持っているというふうなご指摘であります。これについては私から言うまでもなく、いわゆる……。

○議長 不良債務は17億じゃなくて。

○菅原金雄委員 ああ、累積欠損金が17億というふうなご指摘であります。いずれ、これは公営企業法に基づいた我々は決算をしてそれを認めてきたというふうな実情があります。何せ、病院のことですので、比内町民にかかわらず大館市民も、あるいはいろいろなところからの患者さんも当然取扱いをしてきておるのが現状であります。ただ、もう一つあわせて、立地条件の中で、例えば市立病院と労災病院の狭間にあるわけですから、主としてと申しますか、老人が主体になって治療を進めてきたような感じも持ちます。ちなみに、我々の方の町の国保会計から、社保の方はわかりませんが、大館市立病院の医療患者は15年の結果ですが、277件の入院患者がお世話になっております。国保から12億9,900万何がしの支払いをしていると。それから、市立病院のもう一つの外来の方ですが、失礼、今のは入院ですね。それから、入院ほかの外来ですが、市立病院には15年度に3,806件、これくらいの患者さんが比内からお世話になっております。国保会計からは、5,535万何がしというふうな支払いがされております。それから、秋田労災病院なんです。これにも382件、ちなみに2億200万。それから、外来の方では5,068件、1億4,400万というふうな国保の支払いの実績を持っているわけですから、やはりそういった関係からも扇田病院の収支バランスというのは、大変厳しいものがあったというふうに私はみております。

それで、そこでお尋ねしますが、これをいわゆる新市に引き継ぐ場合に、すべからずゼロで引き継ぐのか。しかも、そういうことによって合併をするのかというふうなご提案ですが、ただ私は思うんですけれども、大館市立病院の場合は独立採算制というふうなことをやっておられるというふ

うな話を聞いておるんですが、これはあれですか、議長、今後合併するとすればですね、なぜ比内のいわゆる不良なものをゼロにしなければならないか。帳簿上はゼロになりますよ。だけれども、内部留保資金は積み立ててないわけですが、大館市の場合は21億何がしがあるという話を伺っていましたが、私、先ほどある方が持っている企業会計の決算書を見たらですね、帳簿上はいわゆる建物として残っているものであって、現金としては私は積み立えているという実績は見当たらなかったわけですが、そこら辺のところですよ、どこにどの程度の現金を積み立てておられて、そういういわゆる独立企業としての決算を打たれているのか。その点についてお答え願います。

○議長 そうしますと、質問は2点ということですか。1点目は、まずゼロにしなければいけない根拠。2点目、大館市の内部留保資金の実態についてということで、その2点について、事務局。はい。

○芳賀利夫病院部会長 ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

まず、ゼロにしなければなぜならないのかということでございますけれども、いずれ、まず合併の形態が編入という形なんですけれども、両方の病院がですね、新しくスタートする時点で、それぞれ抱えている帳簿上の価格ということなんですけれども、資本剰余金、あるいは不良債務は当然ゼロということなんですけれども、そういう形に新しくスタートするにあたってゼロにしてスタートした方がお互いにいいだろうということでございます。これは、法的に合併したとき、必ずゼロにしなければならないという法的なものはございませんけれども、そういうような趣旨でございます。

あとそれから、2点目の大館市のそういう預金とか関係がどういうふうな形であるのかということなんですけれども、それにつきましては、資料のですね、4ページ、貸借対照表ですね。市立病院、流動資産、2流動資産というのがあります。現金、預金、未収金等でございますけれども、これの合計が25億3,322万5,000円でございます。あとそれから、流動負債が4億3,844万5,194円でございます。その差引がですね、いわゆる預金と言いますか、そういう形で資金留保されていると。20億9,478万ほどになりますけれども、それが資金として留保されているということでございます。

以上でございます。

○議長 はい、菅原委員。

○菅原金雄委員 ただいまの説明をなさった方に再確認をいたしますが、

○議長 マイク入っていますか？

○菅原金雄委員 ただいまの説明をなさった方に確認しますが、ゼロにしなければならないという法的な根拠はない。しかし、その方がいいだろうというふうな答弁であります、いいには越したことないんですよ。けれども、現実の問題としてこれをゼロにできるかということ、比内町の現状はこういう現状ですから、これはゼロにできないわけですよ。収支、年度会計のそれはゼロにできますけれども、内部留保資金については常に食いつぶしてきたわけですから、タコの足が残ってないわけです。これをゼロにしると言たってですね、これは今さらゼロにできる話ではないと思うんですよ。

それと、あなたは今、19億数千万、20億9,000万、900万ということでしょうが、これは帳簿上残っているだけの話で、現金をどこに積んであるんですか。これは、帳簿上はこうなりますよ。内部留保資金はどこに積み上げてあるんですか。

○議長 はい、事務局。

○芳賀利夫病院部会長 1点目の資本剰余金、いわゆる累積欠損金の関係ですけれども、いわゆる財源として大館市はもちろんあります。比内町もですね、若干不足する部分はありますけれども、当然、まだ資本剰余金がございますので、それでまず解消できるというような試算状況でございますので、そういう形でまずそれを使っただいて累積欠損金をゼロにするというふうなことでございます。

2点目のですね、帳簿上の価格でないかということですがけれども、流動資産、現金、預金ですね、これについては現在、貸借対照表を見ていただければわかると思いますけれども……（不規則発言あり。）ですから、現金、預金としてまず14億8,975万8,000円があるわけですね。あと、それから未収金、これまだ1年以内に回収できる現金、預金になり得るものでございますので、これが10億3,906万8,000円と、そういうような形で、まず、これは帳簿上でありません。実際に現金、預金として扱える額がこれくらいあるということでございます。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。はい、荒川委員。

はい、休憩します。

（休 憩）

○議長 それでは、改めて再開いたします。

協議案第52号について、ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、虹川景一委員。

○虹川景一委員 大館の虹川でございます。

病院を新しい市で二つ抱えるというふうな方向だということですが、それはやむを得ないことだろうと思うんですが、ただ、扇田病院についてですね、病院が小さいというふうなことで、いろんな面で、例えば医療器具を買うにしても病院としては一揃え揃えなければならないと思いますし、そういう面では非常に今の段階では効率が悪いのではないかなというふうに考えております。というのは、私、厚生連の病院が九つほど抱えておるわけなんです、その中で、300床以下の病院はやはり2年ほど前から医療収入の環境が変わったせいなのか、非常に厳しい運営を強いられておるわけです。ということからすれば、やはり扇田病院さんは非常に今後とも厳しい経営が強いられていくと。今のように単独で独立採算制のような方式でいくとすればですね、今、発表なされたような、17年度以降も毎年1億円近い赤字を抱えるような、そういう経営を強いられていくというようなことでございますので、これはやはり今後どうするかということは、真剣に考えていただきたいというふうに思います。

当面、機能分担をするというふうなことをうたっておるわけなんです、この機能分担について、どのような機能分担をするかですね、明確に明らかにしていただきたいというふうに考えます。それによって、二つの病院でいろいろ患者の利便性とかいろんなことを考えながら機能分担して、両方あわせて採算とれるような方向づけがなされれば幸いだなというふうに思うわけですので、今後の二つの病院を抱えた運営についてのあり方が見えないように思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長 はい、事務局。

○芳賀利夫病院部会長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

どのような形で機能分担していくかということですが、これにつきましては、これから両病院を存続して運営していくとなれば非常に重要な課題でございます。まず、市立病院につきましては先ほどの52号の説明資料の中で述べましたように、地域の中核的な病院として現状のまま、いわゆる診療科目数、現在20科、病床数497床ありますけれども、その機能を引き続き存続してやっていきたいというようなことでございます。それから、機能分担の形態としましていろいろあるわけでございますけれども、現在、市立病院の場合は2次医療、2次救急医療を主に担っていると。扇田病院に

つきましては、現在、療養型病床群ということで市立病院にない機能があるわけでございます。そういうような形で、それぞれの機能、市立病院は急性期医療、２次医療、扇田病院につきましては、主として、もちろん２次医療も扱うわけでございますけれども、そういう特徴的な療養型病床というものを活用しながら機能分担していくと。あわせて、あと、それから扇田病院の場合ですね、先ほどの資料の中でも説明しましたように、非常勤医師で対応する診療科が３科ございます。中身的には、皮膚泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科が週１回の非常勤医師対応という形になっております。これにつきましても、当然、まず一番重要な医師確保という問題がからむわけでございますけれども、それらの状況を見ながら、どのような形でもっていけばいいか、市立病院でその分の機能をもっていくとか、そういう形で機能分担については考えていかなければならないと思います。

あとそれから、労災病院のからみもでございます。それにつきましても、労災病院、現在、内科の機能縮小、耳鼻咽喉科ですか、ドクターが１２月いっぱいではなくなるような話も新聞報道なんかでありますので、そういうような部分について、扇田病院、労災病院、市立病院を含めた形での医療提供体制、どのような形でもっていけばいいか、これは軽々に今の時点ですぐ医師確保という重要な課題がありますので、すぐ結論出せない部分はありますけれども、これから合併する中でですね、それぞれのどのような形でもっていけばいいか、これは病院だけでは解決できない部分がありますので、当然、医師を派遣している派遣先の大学病院、それから行政ですね、県なりの上部医療機関がですね、全県の医療体制をどのようにすればいいかというふうなことで、現在、地域医療対策協議会というのを設けながらですね、全県レベルの中でいろいろ検討しております。そのような中で、医師の確保体制をどのようにすればいいかということでもいろいろ話をしておりますので、そういうような状況も踏まえながらですね、これからまずいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○議長 いいですか。

ほかにございますか。菅原委員。

○菅原金雄委員 田代の荒川議長さんからは、大変助け舟に似たようなご意見を出していただいておりますがとうございました。

いずれ、合併するとすればですね、大館市立病院は確か昭和４３、４年ごろの建築だったと私記憶しています。いずれ、私が見るにはですよ、改築の時期も迫っているなというふうに私は考えております。確か、改築をすれば、今後１２０億からの膨大な予算が必要になるというふうなことも承っております。ですから、お互いの経営内容について、今後、いかに医療体制を整えていくかというふうな問題に私は終始すべきでないかなというふうに考えますので、今後、合併していわゆる両病院をどういうふうな形で組み立てていくかというふうな問題の方に、私はむしろ議長からお答えを願えればなという感じをもって今日参加しましたので、そこを誤解のないようによろしく願いいたします。

○議長 議長は答える立場にありませんので、私自身はお答えしませんが、ほかにご質問ございますか。はい、吉原委員。

○吉原 正委員 扇田病院の経営についての質問もございましたけれども、確かに現在のところの経営はかなり厳しい経営をここ数年行ってきております。ただ、扇田病院そのものは結構、自治体病院としては歴史も長く、地域医療、特に地域住民にとっては非常に欠かせない、そういう思いの中で町立病院としての機能を今まで発揮してきたものであります。現在、自治体病院にとりましては、医療改革の中で診療単価の引き下げの中で、また、全国的には７割から８割の自治体病院が赤字経営を余儀なくされている状態だと思っております。一般、民間病院であれば、赤字であればすぐやめること

はできますけれども、しかし、自治体病院としては地域住民の医療や、あるいはさまざまな不均衡、そうしたものの機能を考えたときに、やはり町としてその機能を生かし、地域住民のために何としても頑張って存続させていきたい、そういう思いで今までも頑張ってきましたし、今回合併にあたりましても、町民の願いというのは現状のままずっと50年も100年もそのまま続くとは多分思っていないでしょう。しかし、身近な病院としての扇田病院が今後、大館市立病院との関係の中で様々な機能分担や、あるいは診療科目の変更など、そうしたものは行われるとはしても、病院機能を身近な自分たちの病院機能として存続していただきたい、そういう中で町民も非常に注目と関心を持っていることだと思います。今、先ほど事務担当の方からいろいろご説明がなりましたように、今後、実際に経営をしていく中で、どういう機能分担がいいのか、あるいはどういう形での病院間の連携がいいのか、そういうものが論議されるし、また、実際にそういうことが課題になってくるものだと思います。そういう点では、今この合併時にあたりましては、当面、現行のまま扇田病院を存続させ合併にあたるという、その合併協の方針としては私は賛成したいと思います。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○議長 ないようであれば、お諮りしたいと思います。協議案第52号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。はい、伊藤委員。

○伊藤 毅委員 別に、ちょっと誤解のないように言っておきますけれども、大館市議会としては扇田病院をなくせという議論をしているのではなくて、十分に中身を知っておきながら審議をしたいということです。そういう意味で、我々も大館市立病院に対しては非常に厳しいことを言っていますし、当然、企業会計ですから独立採算でなれるようにやりなさいという指摘をしながら、いつも議会で審議をしているわけですので、そういう意味で、今、扇田病院さんの内情をもっと詳しく知るべきではないかなという意見があったために私が代表して聞いたわけですので、これをもう一度、全協に持ち帰って、各議員の皆さんに内情をお知らせしながら今後の考え方を決めていきたいと思うので、今日ぜひとも持ち帰りをさせていただきたいと思うんですが。

○議長 継続の理由について、もうちょっとお聞かせください。

○伊藤 毅委員 全協をやった結果、内情がよくわからないままに良し悪しを決めるのは早急ではないのかということで、一応、市立病院からは市立病院の今後の進め方、今日、自治体が違いますので扇田病院さんを我々の方としては、議会、全協に呼ぶわけにいきませんので、今日、内情をお聞きしたと。これをさらに全協に広めて、ある程度理解していただくということでございます。そういう仕組みをしたいということです。

○議長 前にもこういうケースがありまして、確か議会に持ち帰りたいということで一回継続協議にしたことがありますけれども、どうでしょうか、皆さん。継続協議ということで提案がありましたけれども、いかがでしょうか。できるだけまとめる方向で一つおねがいします。

○佐藤賢一郎副会長 今回、病院に対する質問、伊藤委員の方から何度かありました。それで、明石事務長の方でそれに、一つひとつ答えたという内容だと思います。それで、議会の方から出された質問を自分なりに持って来たわけです。それに対して答えてもらった内容で、自分で納得できないようであれば、あとはそれを議会に帰って説明すればいいということになると思うんですが、何か、何か今日答えた内容の中で、これではどうしても納得できない、不十分だということがあったんでし

ょうか。

○伊藤 毅委員 いえいえ、議会の全協の中で扇田病院の多分、事務局長が来るだろうから、こういうお話を聞いてくれと。それを、さらに全協の中でもう一度もんでくれというお願いのもとに、我々3人出てきていますので、今日、継続にさせていただきたいと、そういうことです。

○佐藤賢一郎副会長 そういう依頼をされてきているということですね。

○伊藤 毅委員 そういうことです。

○議長 それでは皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、継続協議にしたいという大館市議会からの申し出がございますけれども、はい、佐藤さん。

○佐藤信行委員 今、扇田病院のことで答えが見えてきてよかったなと思いました。ところが、大館の伊藤委員からは、持ち帰ってもう一度全協で協議したいということは、説明するというこのことのようにありますが、持ち帰って今日の説明ではなかなか理解できないと、振り出しに戻るといようなことがありますと、これは大変まずいことだと思うんです。やっぱり、病院は必要で大事な医療機関だということは、どなたも理解していると思うんです。ということからすれば、持ち帰って今の答えよりももっといい答えが出ればいいのですが、振り出しに戻ったり、やっぱりこれから5年も赤字を背負っていくような病院であれば考えなきゃいけないというような大館市の全協の皆さんがそういう答えが出ると大変まずいことだと思うんです。今、皆さんの同調したのは、扇田病院を継続していきましょうということで、皆さんが同意したに見えましたが、その後に拒否されて今の持ち帰りたいということがありましたが、持ち帰ってさらによいお考えが出そうな空気や予想、どういものでしょうか。

○伊藤 毅委員 私もそういう雰囲気になると期待しています。

○議長 もう一回、私の方から議論を整理したいと思いますけれども、伊藤委員の方からは、本協議会が始まる前に議会での全員協議会の中で、扇田病院についての説明があるはずだから、それをちゃんと聞いて議会に報告して、そして改めて出直していききたいということでありましたので、佐藤委員のおっしゃっている、良い方に行くか、悪い方に行くかということについては、今、伊藤委員の方から良い方向に持っていきたいというお話し等ございましたので、一応、持ち帰りたいというのは実は前の確か議会で、協議会で渡辺委員が比内の全員協議会に持ち帰りたいという提案があったときに、それについては確かここで認めた経緯がございますので、議長としては一応公平を期すために、議会からの申し出があったときには皆様に持ち帰りになって相談したいけれどもいかがということで聞いたわけでございます。はい、どうぞ。

○佐藤信行委員 なら、それで結構でございますが、医療機関は大事であるということを忘れないということと、扇田病院は赤字経営だから荷物だという考えを持たないでほしいと思います。

○議長 ということで、継続協議という提案がありますけれども、ご異議ございませんか。

それでは、52号については継続協議ということで決することでご異議ございませんね。

「異議なし」の声

○議長 はい、そうさせていただきます。

そこでですね、今、開始して1時間と13分ぐらいになりました。多分、この次が少し時間かかると思いますので、私からの提案ですけれども、いったんここで休憩してティータイムにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○議長 それでは、この時計で10分後、52分か3分ごろに、また再開したいと思いますので、その間、どうぞひとつ休憩していただきたいと思います。

(休憩)

○司会 ご案内申し上げます。会議を再開したいと存じますので、ご着席くださいますようお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願いいたします。

○議長 それでは、会議を再開したいと思います。休息前に引き続きまして、会議を再開したいと思います。

協議案第57号、財産の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、協議案第57号、財産の取扱いについてご説明いたします。

協議案綴りの2ページ、財産の取扱いと参考資料綴り、協議案第57号資料1の内容の一部に追加及び訂正がございましたので、本日、平成16年10月25日差し替え分と右上に記載しました資料をお手元にお配りしてございます。その資料をごらんいただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

なお、本日、報道関係者及び傍聴者の方々に配付しております資料については、訂正後の内容となっております。

それでは、差し替え分の1枚目をごらんいただきたいと思います。協議案でございます。

財産の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

囲みの中が調整方針でございます。読み上げます。

1. 合併時の財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。

ただし、大館市地域振興基金（現在、社会福祉環境整備基金で運用）、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、合併時に統合し、用途については、それぞれの市町の意向を尊重する。

2. 財産区については、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ。

3. 山林等の旧慣による使用权については、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次に、具体的な内容につきましては、2枚目からの参考資料の方でご説明申し上げます。

それでは、参考資料綴りの1ページ、協議案第57号資料1をお開き願います。

1ページから3ページにかけましては、1市2町の主な財産及び債務について一覧表にしてございます。

1ページの左側、区分欄をごらんください。財産の一つとしまして、公有財産がございます。公有財産の内訳としましては、土地、建物、山林、動産、物件、有価証券、出資による権利がありますが、その現況を1市2町横並びで載せてございます。

次、2ページをお開きください。公有財産のほかに財産としまして、物品、債券、基金を記載してございます。

次に、債務としまして、地方債残高及び債務負担行為による支出予定額を記載してございます。

2 ページ中段から 3 ページにかけましては、地方公営企業法を適用する水道、工業用水道、病院事業、病院については財務規定のみ適用になりますが、それらについて記載してございます。

以上の財産及び債務につきましては、調整方針では、合併時にすべて新市に引き継ぐ、としてございます。

次、4 ページの財産区についてでございます。大館市に 7 財産区ございます。

調整方針としましては、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次に、5 ページの山林等の旧慣使用权についてでございます。大館市、田代町にございます。

調整方針としましては、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次に、6 ページから 7 ページでございます。出資による権利としまして、その内訳を 1 番から 40 番まで件名ごとに並べてございます。

次、8 ページでございます。1 市 2 町の各種基金の現在高、平成 16 年 9 月 30 日現在の状況を名称ごとに並べてございます。また、合併時における各基金の取扱い方針につきましても載せてございます。

方針欄をごらんください。●は統合、○は存続、▲は廃止としてそれぞれ表示してございます。なお、先ほど調整方針でも触れましたが、表中ほどにあります比内町のまちづくり基金、田代町の地域振興基金につきましては、大館市の地域振興基金、現在、社会福祉環境整備基金で運用してございますが、これらと合併時に統合し、使途については、それぞれの市町の意向を尊重するとしてございます。

次に、9 ページでございますが、地方債残高として 1 市 2 町の現況を並べてございます。一般会計、特別会計、企業会計ごとに残高及び住民 1 人当たり負担額を記載しております。

最後に、この参考資料の内容でございますが、基金残高は平成 16 年 9 月末現在、そのほかは平成 15 年度決算時点での状況を取りまとめたものでありますので、合併時には変動するものでございます。

以上で財産の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま説明がございました協議案第 57 号について、ご意見、ご質問等ございましたら発言をお願いします。はい。

○佐藤賢一郎副会長 1 番の合併時の財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐという、その後の文章も出ておりますけれども、この内容について議事進行として私の方で意見を言いたいと思います。

まず、3 市町で 22 日に会合をもちましたけれども、そのときに提案された内容は、この内容ではありませんでした。この 1 番のものとして、1 と 2 という内容がありました。そのことは、資料として皆さんにお配りしたかったんですが、会長の許可をもらうことができませんでしたので、それを理解してもらうためにちょっとメモをしてくださるようお願いいたします。

文章はほとんど同じなんですが、「田代町地域振興基金については」というところまでは文章同じです。その後の文章が、1 番として出ている内容は、「合併時にそれぞれの地域振興特定基金を新設する」というのが 1 番ということで載っておりました。そして、2 番として今のここに載っている、「合併時に統合し、使途についてはそれぞれの市町の意向を尊重する」というのが 2 番という形で載っておりました。この内容で会議をもったわけなんです、私の方に 2 番にしたいんで、それに理解を示してくれというようなお話しがあったんですが、私は自分の立場として、1 番を取り下げることはできませんと何度も言いました。ただ、2 番の内容で市長が今後新市の行政に取り組んでいきたい

という、その気持ちについては十分理解できると。そういう市長の姿勢については、できるだけ応援したいというふうにお話しをしました。そのまま私来ましたもので、それから後のいろいろな方たちの間について、私は1番と2番、両方提案されることになると思いますというふうに話をしておりましたけれども、当日の夕方に合意したというふうな形になって、2番の内容でいくという資料が届きました。早速、事務局に連絡して、そういう内容ではないのでそうしないように市長に話をしてくれというふうに話をしましたけれども、市長が東京に出張しているということで、その答えは後になりますというふうになりました。幸い、昨日の午後に市長と同席できましたので、これ両論併記でないと非常に話が難しくなるので、ぜひそういうふうにお願いしたいという話をしたんですが、理解を示すというふうには市長は答えてくれたんですけども、今日の段階になって、やはり2番でしかないというふうな対応になりました。私は、この1番を取り下げるということは、この会議の進め方の上では、よっぽど会長が強引に進めるというやり方をとらない限り、これ取り下げることできないと思います。と言いますのは、7月の段階でこの1案で話をまとめたかったので、それぞれの町、比内町と田代町、これでいいですかという文章が事務局から来ました。そして、比内町はもちろんこの内容で異存ありませんと答えました。その状態で8月、9月と時を過ぎてきましたから、私はまさか、この内容が変わるということは想像もできませんでしたので、町民の間にも、このような形で大館の方は比内町の基金に対して大変理解を示してくれているし、比内町はこういう形でまちづくりを頑張っていきたいという話を常日ごろしておりました。

ところが、幹事会になったときにこの2案の話が出て、1案を認めるわけにはいかないという話が出たので、幹事会では、私その情報を幹事の方々から毎回聞いておりましたから、これは比内町としてはこれは譲るわけにはいかないの、比内町が譲らない以上、専門部会から1案が出てきているから、これを取り下げるということはできないはずだという話をしておりました。そういう状況でしたので、私がこの1案を取り下げるとは私の立場としてはできないんですよということを2度、3度話しておりましたから、これを取り下げて出てくるということは全く予想もしておらなかったもので、市長にも事務局の方にも何度かそういうことは無理があるから、やはり1案2案、両論併記で討論を進めることが必要だと思うということを繰り返し語ってきましたけれども、なかなかそういうふうなここに至るまでそういう方向にならなかったの、私としては、私自身、市長にそういうふうな誤解されるような甘い対応があってしまったということをお大変反省しておりますけれども、1案を引き下げるということは一回も了解しておりませんので、これは事務局としても1案を除くということとはできないと思います。ただ、そういうふうな状況であっても、会長として例えば比内町の町長も議員も町民もみんな1案を賛成だと言っても、私はそれを認めないという、そういう厳しい対応をされるとすれば、これは2案を出してくるということもあり得ますけれども、私は市長の友人としては、そんなことはしちゃいけないというふうに考えます。

ということで、これ議事進行で、このまま協議するのではなくて、最初に戻して1案、2案という形で出ている内容で協議していただきたいというふうに思います。

○議長 議事進行になるのかな。質問ですか。それとも、議事進行ということですか？

○佐藤賢一郎副会長 事務局にどう思いますかということです。

○議長 これ、議事進行になるのかな。

○幹事長 幹事長を務めております佐藤と申します。

幹事会のお話しが出ましたので、お話しさせていただきます。

幹事会を合併協議会の前に幹事会をもつのが通例でありまして、合併協議会の協議がスムーズにい

くようにという規定に基づいた合併協議会の幹事会を先般開催いたしました。幹事会の中で、この問題については私ども幹事では難しいから、前段として首長会議を開いていただきましょうということをお願いいたしまして、3名の首長会議を開催していただきました。私が受けたのは、首長会議では今までの総合的なお話し合いの中から、幹事会として示すことができる二つの選択肢を設定して、首長会議に持ち込んだわけでありますけれども、ご返事いただいたのは、今お示しした第2案に決まったのでというお話しをいただきました。もし、副会長の佐藤町長さんがですね、お話しをされた感触では、二つの選択肢で合併協議会に向かいましょうというふうに決まったことだろうと想像しますけれども、受けたのがそういう状況でしたので、つまり幹事会で合併協議会に向かうべく話し合いをまとめることができない状況から首長会議を開催していただきましたので、今日お示しの一つの案にした首長会議の結果をいただきまして提示した状況であります。

皆さんも既にご承知のように、分科会があり、専門部会があり、幹事会で調整した上で合併協議会に話がスムーズに進むように期待しながらまとめたものを出しているわけでありますけれども、佐藤町長さんがお話しされました専門部会で調整はするけれども、合併協議会に出す調整案については、合併幹事会で決めるというのが通例であります。したがって、分科会、専門部会で出されたことが決まったような走り方をしたような感触もいただきましたけれども、そういうことは今までありません。したがって、合併協議会の幹事会で提示するものを最終の原案としてお話し合いの叩き台にいただいているというのが状況でございました。そのあたりは、今ちょっと休憩していただきまして、3首長さんで改めてお話し合いをしていただいた方がよろしいのではないかなと思います。

○議長 一応、休憩中ということにしてください。

何件かね、それじゃ記録に残したいということであるならば休憩でなくていいんですけれども、記録に残したいということでの、ただいまのそもそもの進め方としては、説明に対してもそうですけれども、議事進行ということで佐藤さんから今お話しがあったわけですね。その中で今議論していますから。どうぞ、発言ください。まだ、これは議事が進んでいるということで、どうぞ。再開します。

○菅原金雄委員 名前は私わかりませんが、ただいま説明なさった方に確認をいたします。

●は方針として統合と、これは大館も比内も田代も同じです。それで、この説明の1番の中に、大館市地域振興基金（現在、社会福祉環境整備基金で運用）、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、合併時に統合し、用途については、それぞれの市町の意向を尊重するというふうなことで、それぞれの今読み上げた基金について額も読み上げました。最後に、これは合併時までは変動するという一言をお話くださったわけなんです、そのとおりで間違いございませんね。これは変動する。当然でしょう。どちらの市町政も生きているわけですから、出納閉鎖したわけではないので、基金といえども変動は大変可能なわけですから変動するで私は当たり前だと思うんですが、そこを確認します。変動するでよろしいですね。

○議長 はい。

○事務局 ただいまの質問に対してお答えいたします。

変動する場合もあると、そのように修正させていただきます。

○菅原金雄委員 先ほどの説明は変動するでしたよ。変動もあり得る。あるいは、変動しない場合もあり得る、どちらもあり得るでしょう。

○議長 まあまあ、そういうことでしょうか。

○菅原金雄委員 そうですか、はい。あり得る、わかりました。じゃあ、変動はあり得るわけですね。

○議長 ですから、両方あるということで、あり得るでいいかと思います。

○菅原金雄委員 はい、わかりました。

○議長 変動するだと、必ず変動しなきゃいかんことになりますから、変動しない場合もあるということで、変動することもあり得ると、そういうふうにご理解ください。

それから、荒川委員。

○荒川邦隆委員 これは比内の今まで説明していただきました佐藤町長にちょっとお伺いしたいと。よろしいですか。

ということは、今現在、3億220万、まちづくり基金がある。ということは、比内町さんでは、これの用途は大体明確になっているものかどうかと。それまず一つ、使いたい事業ですね、決まっているものかどうか、それを新聞紙上ではいろいろ聞いていますけれども、それを直接。

それから、それに関連して新市の建設計画、今、事務局で策定していると思いますけれども、それとの整合性はどうなってくるのか。2点聞きたいと。一つは事務局に。一つは、もう既に比内ではこれを使い道を決めてあるかどうかと、そういうこと。

○佐藤賢一郎副会長 使い道は何も決めておりません。そんなことまで、このお金をどう使うかという検討をしているような状況ではありません。むしろ合併することを一生懸命やっておりますので。

ただ、新聞等に出る比内のまちづくりの計画というのが出ておりますけれども、それは新市の計画の中に入っている項目、その中から八つか九つですね、まとめただけです。その内容としては。ただ、そのなぜまちづくりの採択のために一生懸命頑張るかといいますと、それを採択されれば4割の補助金がつきます。それに対して。ですから、もしその事業全体、比内町は約60億、10年間でやれるというふうな計画になっていきますけれども、今のまちづくりの中に入っている事業は約20億です。その4割の補助金もらえるということになれば8億、それは国の方から新市に来るということになりますので、そういうふうな内容のものであれば、ぜひ採択されて国からの援助を受けながら事業を進めるということは、ぜひやりたいというふうに考えて今そこを頑張っています。

○荒川邦隆委員 そうしますと、新市の建設計画に網羅していくと、それはそれで特例債の適用を受け的事业にも入ってくると私は認識しますが、どちらが有利かとか、それも考えた場合に比内のために3億いくらかのそれをある一定のそれにやりたいという考え、ちょっと矛盾してくるのではないかと思いますけれども、そこら辺。

○佐藤賢一郎副会長 例えば……。

○議長 議長を通して議論をお願い。私、何かここで外されているみたいなんですけれども。一言ずつ言ってもらえませんか。

○佐藤賢一郎副会長 わかりやすく、今いっぱいまとまって20億ですけれども、20億の事業があるとしたときに、8億国から援助ですよという形で補助金が来ますね。残りの12億を特例債を使うなり、いろんな使い方を検討して事業を進めればいいということになりますから、絶対にそういう進め方をした方が新市としても有利ですね。ですから……。

○議長 まず、答えはそれでよろしいですか。全部答えてください。まず、順番に行きましょう。整理がつかないから。まず、荒川さんからの質問を佐藤さんが答えて、そして今度、吉田さんの方から発言してもらおうと。議事進行ですか。じゃあ、議事進行の議事進行ですか、そうすると。はい、どうぞ。

○吉田光明副会長 田代の吉田でございます。

○議長 今、議事進行の議事進行だそうでございます。

○吉田光明副会長 一番最初に比内の佐藤町長さんから議事進行ということで意見が出されました。

今、話を聞いていると、議事進行でなく、もう本題に入って、これが必要かどうかに入っていますから、議事進行であれば議事進行で一回打ち切っていただいて、改めて反対の立場でお話しをしていただいて、それに回答するという方法を取っていただきたい。何の議事進行かと、議事進行の中身が私わからないので、そこを整理してもらえばありがたいと思います。

○議長 それではちょっとすいません、休息させて、1市2町の私ども会長、副会長ですね、この案の取扱いについて少しここで協議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○議長 すいません。

(休 憩)

○議長 大変お待たせしました。

それでは、まず私の方から、今、別室で1市2町、首長のお互いに議事進行ということでスタートした議会の進め方について相談させていただきましたが、改めて、今、比内町長さんの方からですね、議事進行に戻って、もう一回発言がありますので、そういうことで議事を再開させていただきたいと思います。

○佐藤賢一郎副会長 今の問題について、私も進め方について十分理解がなくて、ちょっと混乱させてしまって申しわけありませんでした。

議事進行という形で話をしましたけれども、今既にここに一つの案が提案されておりますので、私の方としては、この話し合いをスムーズにいくためには、むしろこの案のほかに前からあった、合併時にそれぞれの地域振興特定基金を新設するという案を改めてここに提案していただいて、提案させていただいて、議論していただければというふうに、そういう意見としての新たな提案というふうにさせていただきたいと思います。

○議長 ということで、議事進行に一旦戻りまして、議事進行ということでなくて意見として述べると、そういう発言にかえさせていただきたいと思いますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

それでは、本案につきまして協議に入りたいと思います。ご意見、ご質問、さらにどうか追加で発言をいただきたいと思います。意見、はい。

○菅原金雄委員 この問題については、この57号が大変、我々今日議会で全員協議会をやったわけですが、協議案の差し替え分だとか、あるいは先日の三者会談の57号だとか、あるいはその前の57号という感じで大変複雑でした。一本に絞ってということで、今日の差し替え分についての、いわゆる財産の取扱いというふうなことで1項目から3項目までを協議したわけなんです、その内容については、うちの方の議長から当然、審議した内容について発言というか、意見を集約した形で持ってきておりますので、その集約した意見をですね、うちの方の議長から発表していただきたいと思うんですよ。その機会を与えていただきたいと思うんです。

○議長 どうぞ。何か前もったような……何かいろいろご配慮いただきましてありがとうございます。それでは、議長から発言がありますか。

○渡辺久憲委員 露払いをしていただいてですね、改めて比内町の議長です。

今、うちの方の菅原委員からですね、発言の内容についてありましたけれども、今日午前中にこの

問題並びに病院、診療所の問題ですね、あわせてまた、今後審議されるそれぞれの協議案について話し合いをいたしました。結論から申しまして、私どもの議会は、この案については承諾できないと。ただいま、うちの町長が申しあげましたように、前に出てきておりました第1案、第1案ですね、1)というのがありましたけれども、その1)の方の案で……。

○議長 すいません。皆さん、それお持ちになっていませんので、口頭でもう一回言ってください。

○渡辺久憲委員 ああ、そうですか。

○議長 中身。要するに意見としての陳述ということですから。

○渡辺久憲委員 はい。それでは、ちょっと委員の方々は多分……持っておらないですか。そうですか。これ、どうもすいません。

私たちの方に出されました資料ですと、57号の財産の取扱いについてはですね、1.合併時の財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。ただし、1)大館市地域振興基金(現在、社会福祉環境整備基金で運用)、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、合併時にそれぞれの地域振興特定基金を新設する。2)大館市地域振興基金(現在、社会福祉環境整備基金で運用)、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、合併時に統合し、使途についてはそれぞれの市町の意向を尊重する。2.財産区については合併時に……。

○議長 同じですね。そこは同じですね。

○渡辺久憲委員 以下は同じです。ちょっと違う、ちょっとだけ違う、1)と2)が違いますけれども、その1)の方が私ども議会としてはもっともふさわしいという結論です。と申しますのは、比内町のまちづくり基金というものは、言うなれば私たちの町にですね、今後のまちづくりに備えてこれまで営々として積み上げてきた基金であり、言うなれば町民の財産という意見でございます。ですから、それぞれの地域においてまちづくりのために、今後活用するためにぜひですね、この面については、(1)の方の案でこの後処理していただきたい、このような議会の結論でございます。

以上です。

○議長 それでは、今、渡辺委員の方から比内町議会での議論の大勢についてご意見がございました。それでは、この件に関して、どうかひとつ皆さんの方からいろいろな発言をいただきたいと思います。はい、佐藤委員。

○佐藤照雄委員 新しい基金を創設して、それぞれの地区の、新市になっても地区の発展とかにまず使っていくと、そういう簡単な、まず簡単に言えばそういう感じですね。

ただそうなるとすると、新市建設計画を私どもつくってきたわけで、これから発展、総合発展計画ですか、そういうものがこれから今後出てくると思うんですけれども、そうした場合との整合性というか、何かそこで今までのまちづくりをやってきた、計画というものが信用できないものになってしまうのかなと、そういう疑問をちょっと抱くわけですが、そういうところについてはどうなんでしょうか。

○議長 誰に対しての質問ですか。

○佐藤照雄委員 比内さんの方々に対する質問ですけれども。

○議長 要するに、特定基金をつくるということについての基金のあり方について、今、質問があったわけですね。

○菅原金雄委員 57号はあなた方から出た資料を、議長がたまたま読み上げたただけだよ。

○議長 議長の采配に従っていただきたいと思います。

○佐藤照雄委員 ちょっと待ってください。これは、私ども委員には来てません。その資料は。これ

は、比内の……。

○議長 はい、どうぞ。それから、議長の許可なしに発言をしないでください。それもしないでください。

○渡辺久憲委員 比内の渡辺です。

今、田代の佐藤委員からの質問について、私たちに出てきたということはですね、1案なり2案が出てきたというのは、当然、事務方の方で検討して二つの案が出たと思います。そういうことから、それについては事務方の方から説明していただきます。

○議長 ちょっと待ってよ。はい、伊藤委員。

○伊藤 毅委員 確認したいんですが、一番最初に我々に資料が渡ったのは、はしよりますよ、第1があって(1)(2)(3)、第2と3と、この三つでしたよね。これを今日差し替えたのが、今日の分、この二つしか正式に届かないはずですよ。

○議長 そうです。

○伊藤 毅委員 何をもって今の基金をつくるという文章が大っぴらに回って歩くのですか。

○議長 一応ね、今の議論は、この渡辺議長さんのお話しがあった特定基金の案の出た経緯についてということでありますから、それは事務局から答えてください。

○事務局 (1)(2)というものが入ったものは、比内の委員の方々に渡ってございますが、これにつきましては、首長会議で渡した資料について多分、委員の皆様比内町で配付したものではないかと考えておりますが。

○議長 そういう答え方すると、ますます話がわかりにくくなるからさ、はっきり言って、はっきり。私の方から説明してもいいけど、田代町長さんの方から簡単にわかりやすく説明してくれませんか、経緯を。

○吉田光明副会長 お鉢がまわってまいりました。

実は、比内町の議員の方々、委員の方々もそうかもしれませんが、持っている1、2というのは、あくまでも首長会議、3人の首長会議に出された資料でありまして、そのものを叩き台にしながら、どういう案を出していくかということ話を合ったわけです。ただ、先ほど比内の町長さんがお話しになったように、会長として今提案したものに私はまだ同意しなかったなど、その食い違いがあって、こういう案が今正式な案として出たんで反対の立場を表明したということでございます。だから、比内町さんが持っているのは、あくまでも首長会議の資料でございますので、正式に皆さんに渡る本当の資料ではなかったはずですよ。ただ、比内町議会として、全協の中で話し合うには二つあった方がいいということで、多分それが出されたというふうに思います。

○議長 そこでですね、議長として申し上げたいんですけれども、できれば議論をですね、要は特定基金を残すか残さないかということについて今議論をしていただかないと、その入り口議論のところ何回やっても同じでありますので、それで先ほど比内町長さんに改めて意見として特定基金ということでやっていきたいという意見を出されたら、そういうふうに理解しまして、それについて議論を尽くしていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。はい、荒川委員。

○荒川邦隆委員 賛成。

○議長 佐藤さんの方から、それで。はい、佐藤さんの質問に対して、どなたが答えることになりましか、そうしますと。比内の方に、比内町議会に、もしくは比内の委員の皆さん方にお考えを聞きたいということで、町長さんにですか。じゃあ、ご指名がありましたので、町長さんすいません。

○佐藤賢一郎副会長 基金を比内町がまちづくりのためにつくってきたこの基金、これをどうするか

ということについて、長いこと、これは比内町の今後の開発のために使うというふうを考えてきた関係で、それで当然じゃないかと思っちゃうんですけども、なぜそうなっちゃったかという、7月の段階で今言ったそれぞれの地域のための基金としてやりたいと。それでよろしいんですねというふうな話が町の方に来ておりましたので、そういうふうに関後いくんだなということで、そして町民にも説明し、議会にも説明し、そういう形でずっとやってきた。今の段階になって、やはり統合して一緒にやっていくべきじゃないのかということについてですけども、それがだめだっていう気持ちは私にはありません。一緒になってやっていくということも一つのやり方であって、今後の新市のまちづくりを進めていくということにおいては、やはり一つの大事なやり方であるだろうと。だから、市長がそういう形でやりたいんだというふうな意思を示したことに對しては、私は十分理解できますというふうに答えたんですね。それは、佐藤委員が考えておられるように、当然、新市全体としてどういうまちづくりをしていかなきゃいけないのかということが大きな課題になりますから、その全体の大きな課題よりも比内町の課題が大事なんだというふうな言い方、これできないですね。やはり、新市全体としてどういうまちづくりをするのかという、そういう計画のもとの中に比内町をどうやってやっていくのかという、また、田代町をどうやってやっていくのかというふうになっていくと思いますね。だから、私は自分で1案という形でもちろん意見として出しておりますけれども、個別のことよりも全体計画のことの方が大事だろうというふうに思います。だから、今の3億の基金云々というの、市長は何にも3億にこだわることはないんだと、これは特例債からの基金というのは23億ぐらいあるから、トータル26億ですか、そういう大きな基金となってまちづくりを進めていくということができるんだから、そういう大きな流れの中で進めるべきじゃないのかということについては、全くそのとおりだと思います。ですから、今言った比内町が3億のことを言っているのも、それにこだわって何がなんでもというふうなことではなくて、ただ今まで7月からずっとそういうことで話をしてきたやつを、ここの段階で急激に変えるということは、そこまでしなくてもいいんじゃないかと。ただ、みんなで協議している中でね、それぞれの地域のことを開発をこうやってやっていこう、大館もこういうふうにやっていこうと全体計画の中でお互いに納得して、そうしたら何を分けておく意味がないから統合した方がいいんじゃないかなとあれば、それはそれでもいいんじゃないのかなというふうに思います。それで答えになりますか。

○議長 もう一つだけ。じゃあ、どうぞ。

○佐藤照雄委員 今、比内の町長さんが最後におっしゃられた、すべて統合して計画の中でちゃんと計画に盛られていけば、それでいいということですけども、私もやはりそれで当然だと思うんです。それで、それがそうでないよとなってきたとなれば、私も田代で今まで建設計画に載せてほしいといったものが、何か反古にするような、そういう不安感を私持ったものですので、やはりこれは同じ協議会というのは新市協定という感じだと思うし、やはりそう、今最後に町長さんがおっしゃられたことは私は最もいいのかなと、私にとってもいいようなふうに感じたのでこう申し上げただけです。

○議長 荒川さん、何かあったんだっけ。いいの。じゃあ、菅原さん。

○菅原金雄委員 これは、議事進行並びにご意見並びに異議の申し立て並びにいろいろ含まれておりますので、議長に直接お尋ねします。

会長の小畑さんの上には議長の看板があるわけで、さらには両サイドにおられる副会長は、それぞれのお名前を記してあるわけですが、私おかしいと思うんですよ、議長。例えば、あなたの会長の立場で質問したときは、私は議長だから一切答えられない。しかし、あたりからですね、質問が来てくれば、なぜ副会長だけは答えられる、あるいは答えなければならぬということなんです。やっぱり

全体的な将来見通しとか、いろんな方向、あるいは問題については、たとえ議長の会長であるあなたもですね、やっぱりその問題についてはこういう例えば計画に基づいてとか、いろんな政治的な判断というか、今後の後退はあなたしか私はできないと思うんですよ。それは、あなたに言ったものは全部職員に行って、職員からお答えというふうな形はですね、私はおかしいと思うんですよ。ですから、会長が答えなかったら、うちの方の副会長にも答えさせないでくださいよ。何か公平性を欠くような感じで、何か私さっきから見てましたが。お答えください。

○議長 これは議事進行でありますから、私は会長でもありますけれども議長でもありますので、一応、議長の立場でお答えできないと申し上げているわけであります。それは、私の裁量でやらせていただきたいと思います……（不規則発言あり。）というよりも、議長として今発言ができないと申し上げただけです。

それで、どうしても大館市長としての発言を求めるということであれば、その場合には私が議長の席を譲って、よく委員会でやるやり方ですけれども、交代してお答えすることもありますけれども、一般的には議長としては発言はできるだけ慎みたいということでもあります。

○菅原金雄委員 はい、議長。

○議長 簡潔にお願いします。

○菅原金雄委員 そこで……。

○議長 今の議論ですよ。

○菅原金雄委員 はい、もちろんです。私、先ほど説明してくださった方に確認をしたら、この額については当然変更があり得るというふうな結論をいただきました。うちの方の町長の発言の中に、私は大変な、これからの計画とかそういうものについての何か遠慮なさっているのか、随分はっきりしたことを申し上げてくれないなと思って、副会長としての答えを聞いておったわけですが、やっぱり私どもの議会の例えばいろいろな今後の合併するまでの残された時間での計画やらそういうものについては、いろんな議員がいろんな意見を持ちながら、いろいろ進言をしている部分もあるわけですので、何を話されたかわかりませんが、裏に行って取り引きするしてくるような、例えばこの57号だとすればですね、今日は私は継続審査にさせていただいて、もう一回、これそのものですね、あり方を検討し直しして出してみたいかということですを申し上げたいんですが。

○議長 案を出し直せということですか。

これは、もちろんいろいろご意見がありますでしょうから、皆さんいろいろ意見を戦わせていただきたいと思います。はい、吉田さん。

○吉田光明副会長 前にも不規則発言で注意をされたように記憶しておりますけれども、裏取り引きをしたというふうなお話しですが、そういうことはございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思いますし、何をお話ししたかは、おたくさんの方の町長さんにお聞きになったらいいというふうに思います。ただ、議事進行上、どうあるべきかと、町長さんのお話しが議事進行というよりは意見に近いよと、最終的には。この案ではだめだというお話しですから、その話をしたまでですので、そこはやはり裏取り引きとかということは、言葉を使わないでいただきたいというふうに思います。この後もこういうふうな形で整理しなければならないときがくれば、これは議長権限で一旦止めて、また首長会議、もしくは議長さんとかまじった会議があってもしかるべきと私は思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 それで、はい、荒川さんの方からどうぞ。

○荒川邦隆委員 先ほど来、質問、佐藤町長にしたわけですがけれども、前段でした、それがなしにな

って、また再度スタートということになっております。それで一つでありますけれども、議案第57号につきましては、うちの方も午前中に全員協議会を開きまして、調整方針、これを全会一致採択したわけでございます。今ここへ来ましてからいろいろ問題が起きています。先ほど3億220万の基金についての答弁の中で、佐藤町長は、特別具体的なものはないと言いながらですね、まちづくり全体に使っていききたいとこう発言しております。しかしながらですね、合併の基本方針、プラスもマイナスもみんなあわせて一緒になるんだと、そこら辺は欠落しているような感じを受けました。それで、再度の発言で、別にそれに縛れるものでないと発言しましたがけれども、比内の議会の方では●、統合に対しては受け入れられないと、こういう発言。意見が食い違いが感じられます。それで、まちづくり基金ですけれども、新市の建設計画に入っていればですね、特別な事業に充当できるものであれば、そちらの方が非常に有利かと私はこう思うわけです。そこら辺の、これは事務段階だと思いますけれども、菅原委員があんまりあわないと退席する、そういう発言はどうか控え目にさせていただいて、もう少し実のある発言をしていただきたい。

それから、佐藤町長、そこら辺、議会との意見の食い違い、これに対処する方法何かありますか。

○佐藤賢一郎副会長 比内町でことを決めていく場合は、議員の方々と行政の人との多少の意見の違いというのがあったりしますけれども、話し合いをしていく中で合意点を見出していくと。そして、町のためにどうするかという共通の、いいまちづくりをしたいという共通の基盤があるわけで、議論している過程の中で、やはりこれが一番だなということが明らかになってきますので、そうなってくると、そこで決着がついていくというようなことですね。それで、今の場合の比内町の基金の取扱いについても、市長が考えていることと比内町の方が考えていることに少しの内容の違いがあるんですけれども、これを話し合いをすることによって合意点が出ていくであろうと、できていくであろうと。その合意点に基づいて決めていけばいいというふうに私は思っていますね。それで、その合意点を見出すときに、今の1案、2案というふうな形である中で合意点見出すということの方が見出しやすいので、比内町に対して2案だけをぶつけてしまうと反発の方ばかり強くなって、合意点が見つからなくなってしまうという心配があるので、私はとにかく最初の段階で何とかこの1案も復活させて、そしてじっくり協議したいというふうに考えております。ですから、これに対する一つの方向づけが決まってくるのに、やはりもう少し時間は必要なというふうには思いますね。

○議長 はい、荒川さん。

○荒川邦隆委員

何事か発言あり

○佐藤賢一郎副会長 そうですね。

○議長 はい、伊藤委員。

○伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

我々に一番最初に渡った資料は、財産の取扱い1、2、3しかついていなかったわけですね。そうですね。事務方。今回、差し替え分は今出された分。途中のいつている文章というのは、ある意味では存在しないわけですね、我々にとっては。初めて聞いた文章もあるわけですから、今、佐藤副会長が一つの提案をしましたので、これを新たに持ち帰っていただいて検討するでよろしいのでないですか。向こうも持ち帰っていいような、向こうというか、比内町も持ち帰っていいような話をしていますので、初めての提案というふうに受け止めればよろしいんじゃないですか。

○**議長** ただいまの整理の仕方について、それではご意見を伺いたいと思います。今回、継続協議ということで、協議案第57号については、比内町について言うならばお持ち帰りいただいて、再度協議いただき、次の協議会でまたご議論いただくということですから、これについてご意見ございますか。

一応、ある資料だけでご議論いただきたいと思いますので、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** 異議がないようでございますので、協議案第57号については、再度、比内町については特にお持ち帰りいただきましてご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、58号であります。消防団の取扱いについて議題といたします。事務局の説明を求めます。

○**事務局** それでは、協議案第58号、消防団の取扱いについてご説明いたします。

第12回協議事項の3ページをお開き願います。

消防団の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

囲みの中が調整方針でございますが、その内容につきましては、参考資料の方でご説明申し上げます。

それでは、参考資料綴りの10ページ、協議案第58号資料1をお開き願います。

1の消防団組織についてでございます。組織としましては、大館市が26分団、定員810人に対しまして776人の現員でございます。比内町は、本部と6分団、定員284人に対しまして263人の現員。田代町は8分団、定員188人に対しまして169人の現員となっております。

調整方針としましては、合併時は連合消防団形態とし、合併後平成20年度をめどに統合する、としてございます。

次に、2の消防団人事、報酬等についてでございます。1市2町の任期、定年、報酬、費用弁償にそれぞれ差異がございます。

調整方針としましては、合併時に団長及び副団長の任期を3年に統一し、団員の定年は62歳とする。ただし、田代町については、統合時まで定年は63歳とする。報酬等については、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、11ページの3消防車等についてでございます。1市2町とも消防ポンプ車や小型動力ポンプなどを配備しております。

調整方針としましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次、12ページ、4の消防団の諸行事についてでございます。各消防団の1月から12月までの主な年間行事を記載してございます。

調整方針としましては、当面、現行のとおりとする、としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいまの協議案第58号について質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。はい、佐藤委員。

○**佐藤信行委員** 参考資料2のところに調整方針その他ありますが、これ以外、ここに出ていること以外の質問ではいけないでしょうか。例えばサイレンの吹鳴とか、サイレンを鳴らすということです。あるいは、消防自動車の出動システムとか、それについてのことはだめでしょうか。

○**議長** もちろん、どうぞ。関連のある質問であればどうぞ。消防団に関連してですね。

○佐藤信行委員 はい。

実はですね、私の近くで3年ほど前に火災があって1人亡くなりました。その近く、風の吹きようもあるでしょうが、半径50メートルにもならないところの家は聞こえなかったと。これは早朝の火災でした。早朝といいたいでしょうか、明け方ではありますが、近くの方がサイレンさっぱり聞こえなかったということで、そのときにちょうど町の消防団との学習会といいたいでしょうか、ありましたのでお尋ねしました。ところ、その答えは、あのサイレン、吹鳴は、火災だということを住民に知らせるためのものではなくて、あくまでも消防団の消防団員の集合の合図だと。怒られるかもしれませんが、ということでした。それが一つと。それからもう一つは、消防自動車に、私がこの時に119番やりましたので、田代の消防車来るかと思いましたが、大館から来たようであります。それも、そのようなシステムだそうではありますが、これは近くに消防車があるものですから、そこから来た方がもっと、人一人死んでしまったんですが、もっと早ければどうかなと思ったりするんですが、そういうシステムなものでしょうかということ。大館の本部から来た。この2点のお尋ねであります。

○議長 はい、事務局。

○山下幸一総務部会関係職員 総務課の山下です。

ただいまの2点についてお答えいたします。

まず、サイレンの吹鳴のことについてですが、これにつきましては、火災の場合は鎮火信号ということでございまして、まず、一番最初に田代の消防団の会合のときに回答ありましたとおり、まず消防団を招集するという役目を持っております。その次に、鎮火信号でございまして、周囲の住民の方に火災が起きているという役目も持っておりますが、これは両方併用しておりますが、どちらかと申しますと、今、第一に言いましたように消防団を招集するという役目をもっていると理解しても結構です。

それから、第2点目の火災が起きたときに地元の田代の消防車が来ないで、大館市の本部の方の消防車が来たということですが、このことにつきましては、例えば田代町の場合ですね、大館市との近く、境目のあたり、岩瀬のあたりですね、大道下大館で申し上げますと川口大道下ですが、ここら辺でありましても、大館の消防車よりは田代の消防車の方が早く着きます。これは間違いございません。したがって、多分、最初に話聞いた消防の者がですね、多分、大館の本部から来た消防車が目についたということではないかと推察できます。

それから、これは参考ですけれども、119番につきましては、田代町でなく大館市の根下戸新町片山の方でございすけれども、その本部の方に現在119番が集中で管理になっておりますが、今おっしゃった事案がですね、いつごろであったかちょっとわかりませんが、いずれにいたしましても、その時点ですぐ田代の分署、広域消防署の分署がちょうど谷地の平のところにありますけれども、そこに連絡が行くことになっております。それで、私ども広域消防に、私、広域消防に勤務している者ですが、そういう大館だけが行って田代が行かなかったということは現在まで確認されておられません。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○佐藤信行委員 あのですね……（不規則発言あり。）じゃあよろしいです。やめます。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** ないようであれば、お諮りしたいと思いますけれども、協議案第58号については原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** それでは、異議なしということで、58号は原案のとおり決しました。

59号、窓口業務の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○**事務局** それでは、協議案第59号、窓口業務の取扱いについてご説明いたします。

協議事項の4ページをお開き願います。

窓口業務の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございますが、その内容につきましては、参考資料の方でご説明申し上げます。

それでは、参考資料綴りの13ページ、協議案第59号資料1をお開き願います。

1の窓口業務についてでございます。1市2町の市民課、町民課、住民課を中心とした主な窓口業務についてまとめてございます。一番下にございます自動車臨時運行許可業務、仮ナンバー発行業務のことでございますが、これについては田代町が現在実施しておりませんが、合併時には田代総合支所において実施する予定となっております。

調整方針としましては、住民サービスの利便性を図るよう調整に努める、としてございます。

次に、2ページでございます。2の昼休憩時の……どうも失礼いたしました。14ページでございます。14ページの2 昼休憩時の窓口業務についてでございます。1市2町とも業務内容、対応方法が同じでございます。

調整方針としましては、現行のとおりとする、としてございます。

次、3の閉庁日及び夜間の窓口業務についてでございます。業務内容は、1市2町とも同じでございます。

調整方針としましては、現行のとおりとする、としてございます。

なお、対応方法につきましては、閉庁日の日中は日直、夜間は宿直が対応しております。この宿日直の取扱いにつきましては、現在、総務部会で庁舎管理の一つとして協議中でございます。

次、4の出張所についてでございます。大館市が9出張所を設置しており、主に窓口業務を行っております。

調整方針としましては、現行のとおりとする、としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長** 協議第59号について質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。はい、菅原委員。

○**菅原金雄委員** ただいまの説明ですと、この項目の参考資料の14ページの項目の3ですが、これは協議中ということですか。確認します。

それから、4番の出張所、これは9出張所を大館市が設けているようですが、比内、田代とも設置なしで、調整方針は現行のとおりとするというふうなことですから、この9出張所以外には田代、比内には置かないと、こういうことの認識なのですか。それとも、これもあわせて行うということでしょうか。現行はなしですが、そここのところを確認したいと思います。もし、これを設置なしでなくてですね、大館市にあわせてもう2出張所を設置してくだされば、大変両町とも助かると思うんですが、そこら辺の計画についてはいかがでしょう。

○**事務局** それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

閉庁日の宿日直についてでございますが、これはB項目としまして、幹事会で協議すると、そのようになってございます。それで、その内容につきまして最後の調整を行っていると、そういうことでございます。

あと、二つ目の出張所についてでございますが、これについては大館市は9出張所、あと、比内町、田代町については総合支所を設置、それに対応したいと、そのように考えてございます。

○議長 はい。

○菅原金雄委員 すると、総合支所、総合支所については出張所よりやっぱり上ですから、これは、こういう業務が常に行われているという認識でよろしいでしょうか。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○議長 はい。

○菅原金雄委員 実は、今日の議会の全体の打ち合わせ会というか、その中で、例えば二井田、あるいは真中、この覚えている方がおってですね、ここには職員を1人ずつ張り付けてくださっていると。例えば、比内町の中でも、このクラスのとえば大変失礼にあたると言うんですが、出張所を置いてもらえないかなという方もおられましたんで、そこを聞いてきてくださいというふうな話でありましたが、例えば比内町は4町村あるわけですね。西、東、大葛、扇田と。それから、もうちょっと小さいところでは小泉なんていうのもあるわけですが、ここは別として、あと田代の場合なんかも、やっぱり山田、岩瀬方面、早口方面というか、早口ダム方面、大野、向こうの方までいろいろあると思うんですが、そこら辺のところまでは考えておらないということでしょうか。あるいは、今後ともそれは考える必要がないということでしょうか。

○議長 はい。

○富樫安民住民部会長 住民部会の大館市の富樫ですが、現行どおりと申しますのは、合併前の町の住民サービスの低下を期しないと、そして、合併することによって今度は比内、田代の方々も大館市ですべての申請なり、交付なりが受けられると。さらにまた、大館の人も田代、比内に行っても住民サービスが受けられるということで、現段階で合併前の業務サービスの低下をしないというふうなことで、現状を、さらにサービスを拡大するというふうなことでは出張所の増設は考えておりませんでしたので、今後は増設する考えは今のところ持っておりません。

以上でございます。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○議長 ないようであれば、お諮りしたいと思いますけれども、本案について、59号、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 はい。そのようにしたいと思います。なお、時間も時間ですので、休息なしでアとも引き続きご議論いただきたいと思いますので、若干ご辛抱いただきたいと思います。

協議第60号、高齢者福祉事業の取扱いについて議題とします。事務局。

○事務局 協議案第60号、高齢者福祉事業の取扱いについてをご説明いたします。

第12回合併協議会協議事項綴りの5ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第60号、高齢者福祉事業の取扱いについて。

高齢者福祉事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。

最初にですね、ここに掲載してございます調整方針は、全部で9項目ございますが、このうち1番から3番までは後ほどご説明いたします参考資料の番号と対応しておりますが、4番目以降につきましては、いくつかの項目を総括した調整方針となっておりますので、番号と対応しておりませんので、その点ご了解いただきたいと存じます。それでは、順に読み上げます。

1. 高齢者（老人）福祉計画については、合併後に再編する。

2. 高齢者サービス総合調整会議（地域ケア推進事業）については、合併時に再編する。

3. 在宅介護支援センターについては、合併時に再編する。現在2カ所ある基幹型在宅支援センターは、新市において1カ所とし、大館市に置く。地域型は、大館市5カ所、比内町1カ所、田代町1カ所とする。

4. 敬老関係事業については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。

5. 介護予防事業・地域支え合い事業については、国または県の制度であり、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

6. 家族介護支援事業については、国または県等が定める制度は、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。各市町が独自に実施している事業等については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。

7. 生きがい活動支援事業については、合併時に再編する。ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。

8. 高齢者福祉施設の運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、ケアハウスの運営管理については、大館市の制度を適用する。

9. 高齢者バス券交付事業については、大館市の制度を適用する、としてございます。

参考資料綴りの15ページの方をお開きいただきたいと存じます。

ここには、高齢者福祉事業に関する主な事業といたしまして、15ページから32ページまででございますが、全部で31項目掲載してございます。

最初に、大変ご迷惑をおかけしますが、参考資料の中で字句に誤りのある箇所がございますので、訂正をお願いしたいと存じます。参考資料の27ページでございます。23番、生きがい活動支援通所事業、田代町の部分でございます。下の方から5行目から3行目の部分、利用料の額でございます。生活保護受給者300円を600円に訂正していただきたいと存じます。次の町民税非課税世帯が500円を800円に訂正していただきたいと思います。3番目が、その下の町民税課税世帯でございますが、1,000円のところを1,300円にそれぞれ訂正をお願いいたします。大変お詫び申し上げます。失礼いたしました。訂正の部分についてはよろしいでしょうか。

それでは、15ページに戻りまして、簡単に概略をご説明申し上げます。

調整方針の9項目のうち、1番から3番までは参考資料の番号に対応してございます。

高齢者（老人）福祉計画についてでございますが、これは1市2町とも独自に策定しているものでございまして、先ほど申し上げましたように合併後に再編する、としてございます。

次に、調整方針の2番、高齢者サービス総合調整会議（地域ケア推進事業）についてでございますが、1市2町の実施内容に差異がございますので、合併時に再編する、としてございます。

次に、16ページでございます。調整方針3、在宅介護支援センターについてでございますが、大館市が基幹型1カ所、それから地域型5カ所でございます。それから、比内町が地域型が2カ所でございます。田代町が基幹型1カ所、地域型1カ所それぞれでございますが、設置形態が1市2町でこのように異なっておりますので、合併時に再編する。現在2カ所ある基幹型在宅介護支援センターは新市において1カ所とし、大館市に置く。地域型は大館市5カ所、比内町、田代町それぞれ1カ所にする、ということでございます。

次に、調整方針の4番、敬老関係事業についてでございますが、これは16ページの4番、敬老事業から次の17ページ、5番金婚式、それから6番敬老祝金、7番百歳祝金支給事業、これをまとめた調整方針でございます。この中身をごらんになっていただければわかりますように、具体的には調整方針が個々にいろいろございます。特に、敬老事業については、合併後に再編するとしてございまして、ただし、合併後5年をめぐり対象者を77歳以上として実施方法や内容等について検討する、としてございます。それから、金婚式でございますが、これは合併時に廃止する、としてございます。次に、敬老祝金でございます。これは、合併時に統一する。ただし、80歳、これ比内町、88歳、比内町、田代町、それから95歳以上、田代町は、経過措置として2年間は現行のとおりとする、としてございます。7番の百歳祝金支給事業につきましては、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、調整方針の5番介護予防事業・地域支え合い事業についてでございますが、これは18ページの8番、生活管理指導事業（指導員派遣）、それから次の19ページ、同じく生活管理指導事業（短期宿泊）から次の10番、20ページ、移送サービス事業、11番外出支援サービス事業、12番軽度生活援助事業、13番訪問理美容（理髪）サービス事業、14番緊急通報システム、それから22ページの15番老人福祉電話事業、23ページの16番心配事相談所設置、それから24ページの17番高齢者食生活改善事業、それから18番住宅改修支援事業、ここまでの計11項目をまとめた調整方針としてございます。中には、20ページの11番の外出支援サービス事業、それから21ページの14番緊急通報システムのように合併時に再編する。ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮し、当分の間、現行のとおりとする、としているものもありますが、おおむね合併時に再編または大館市の制度を適用としておりますので、総括的な調整方針は先ほど申し上げましたように、国または県の制度であり、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める、としてございます。

次に、調整方針の6番家族介護支援事業についてでございますが、これは25ページの19番家族介護者教室、それから次の20番家族介護用品の支給と、次の26ページ、21番家族介護者交流事業、その次の22番家族介護慰労事業までの4項目をまとめたものでございます。これらにつきましては、国または県が定める制度については、合併時に再編することを基本として、各町が独自に実施している、例えば20番家族介護用品の支給及び22番家族介護慰労事業につきましては、実施体制、方法については地域の実情を考慮し、3年間は現行のとおりとし、その後、見直しを図るとしてございます。

次に、調整方針の7番でございます。生きがい活動支援事業についてでございますが、これは27ページの生きがい活動支援通所事業、それから次の28ページの24番高齢者ふれあいサロン事業、この2つの事業を指してございます。これらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、合併時に再編する。ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮しながら調整を図る、という大見出しにしております。

次に、調整方針の8番高齢者福祉施設の運営事業についてでございますが、これは28ページの25番養護老人ホームの管理運営、それから29ページ、26番要援護高齢者共同生活支援事業、それから次の30ページでございますが、27番八木橋地域福祉センター運営事業、同じく28番高齢者生きがいセンタ

一運営事業、それから31ページの29番生活支援ハウス運営事業、それから32ページの30番ケアハウスの運営管理、これらの計6項目をまとめたものでございます。基本的には、現行のとおり新市に引き継ぐとしてございまして、ただし、ケアハウスの30番でございますが、ケアハウスの運営管理については、大館市の制度を適用する、としてございます。

最後に32ページ、調整方針の9番でご説明しましたのが、31番高齢者バス券交付でございます。これについては、大館市のみが実施している制度でありまして、大館市の制度を適用する、としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長** ただいまの説明のございました協議案第60号について、質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

○**中村弘美委員** 大館の中村です。

ほとんどが合併時に再編、あるいは現行どおりという項目が多いわけですが、高齢者、敬老事業の部分でですね、金婚式、これ非常に50年一緒に連れ添って御苦労さまでしたと毎年やっておるわけですが、これの調整方針が、合併時に廃止すると、ズバリとこうなっておりますね。この辺の、こういう方針に至った議論ですね、それから大方の人たちの理解が得られるのかなどうかというちょっと懸念もあるものですから、その辺をお伺いします。

○**田中良男福祉部会長** 福祉部会の田中でございます。

この件につきましては、まず基本的には、対象者が少ないということで、平等性の観点から合併に際して廃止したいというのが第1点でございます。

それから、参考までに県内9市の状況、それから合併状況での状況も調べてみますと、現在、県内9市でやっているのは大館市と鹿角市だけというような状況もございまして、それらを総合的に勘案して廃止ということをお願いしたいところでございます。

以上です。

○**議長** 仙台さん。

○**仙台隆義委員** 比内の仙台です。

この、高齢者課題につきましては、当地域としても非常に重要な課題だと思います。といいますのは、新市の建設計画の中にもありますとおり、平成12年の統計でありましたけれども、大館が高齢者率が当時は24.2%、田代が24.9%、比内町が27.2%であったものが、先般9月20日の調査によりますと、もう既に大館が27.4%、比内町が30.7%、田代が31.5%ということで、一番懸念されますのは、今後5年後、秋田県が全国トップになると、そういう非常に先行き不安なデータが発表されました。

この中で本題に入りますけれども、16ページの3番在宅介護支援センターについては、合併時に再編すると。ところが、実施体制についてはこのように書いてありますけれども、これからもうすぐ大館も、もう既に田代、比内は30%を超えておりますけれども、ますます高齢者が増えていく中で、しかも施設が間に合わない、在宅の支援が必要な時代を迎える中で、田代にある基幹センターをなくして1カ所にすると、非常にこれは逆行しているように思いますけれども、これは、これでよいでしょうか。お願いします。

○**議長** はい。

○**山本貴司福祉部会関係職員** 高齢者福祉部会の山本です。

田代の基幹型支援センター、これにつきましては、国の条件といたしまして1市1カ所ということになっておりますので、それにより廃止というふうに決めたわけでございます。

以上です。

○議長 はい。

○**仙台隆義委員** そうしますと、この限られた施設の中で、今後、高齢者がどんどん増えていくと、在宅支援が必要になってきますと、再編とありますけれども、それぞれの定員を扱いを増やすという方法があり得るのかどうか。現状でも満杯でございませんか？そこら辺をお願いします。

○議長 基幹型の方じゃなくて地域の方ですか、増やすのは。

○**仙台隆義委員** 全体としまして。国の方針が1カ所と言うけれども、その対応をじゃあ変わりに何をするかということ、なくなった場合に。

○**山本貴司福祉部会関係職員** すいません。センターの内容のことでしょうか。

○議長 要するに今質問は、支援センターは国で1カ所ということになった場合に、国の方ですね、自治体で、新自治体で1カ所となった場合に、これから高齢者がどんどん増えていくけれども、こういったのをどう対応するかという質問ですよ。

○**山本貴司福祉部会関係職員** 失礼しました。在宅介護支援センターは、収容施設ではございません。在宅の高齢者を保護するために、こちらから高齢者のところに出向きまして、どういう、まず福祉をやっていくか、そういうものを決めたり、それをまた実行しているところでございます。

○議長 はい。

○**仙台隆義委員** それで、内容はわかります、私も。介護の方やりましたので。それで、そういう対応ができるかということであります。非常に、30%、35%になった場合に、それぞれ訪問介護ありますけれども、そういうような指導体制ができるかということでございます。

○議長 はい。

○**山本貴司福祉部会関係職員** 今までも、この体制でやってきておりますので、今後とも大丈夫ではないかと考えております。なお、これ以上、40%とかというふうにして増えるようであれば、さらにまた支援センターを増やすということも考えていきたいと思っております。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、伊藤委員。

○**伊藤 毅委員** 大館の伊藤です。

先ほど中村委員の方から金婚式の件が出たんですが、ほかの部分は大方、再編または統一とかありますので、この部分だけ持ち帰りさせていただけないでしょうか。

○議長 そうしますと、これは継続協議にしたいということですね。

今、大館市の方から市議会として金婚式のあり方について持ち帰りたいということで継続にしたいというご提案ありましたけれども、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 異議がないようですので、それでは、この部分に限ってということでもありますので、金婚式について、これを継続ということにしたいと思います。

それでは、今度は61号に入ります。学校教育事業の取扱いについてを議題とします。

○**事務局** 協議案第61号、学校教育事業の取扱いについてご説明いたします。

協議会協議事項綴りの6ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第61号、学校教育事業の取扱いについて。

学校教育事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございますが、最初に変な皆様にご迷惑をおかけしますけれども、字句の誤りがございますので、最初に訂正いただきたいと思います。

調整方針の1番でございます。奨学金支給事業となっておりますところ、奨学金支給の「支給」の部分「貸付」に訂正していただきたいと思います。大変失礼いたしました。あわせて後ほど説明します、参考資料の方の部分についても、支給事業の支給の部分「貸付」に訂正していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

調整方針につきましては、協議事項の参考資料綴りでご説明いたしますので、参考資料綴りの33ページの方をお開きいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、1番は奨学金貸付事業ということで訂正させていただきます。ここには、6項目を掲載してございます。奨学金貸付事業についてでございますが、これは大館市、田代町のみの実施でありまして、比内町は社会福祉協議会では貸付をしており、教育委員会では実施しておりませんので、ここには未実施として掲載してございます。

この調整方針につきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、34ページ、2番学校給食事業についてでございます。これは、1市2町で実施している学校給食の取扱いでありまして、給食費の徴収方法、運営形態、会計方法など、それぞれ異なる部分がございます。

調整方針につきましては、現行のとおりとし、合併後3年をめぐりに運営方法について検討する。ただし、会計方法については、平成18年度に私会計に統一する、としてございます。

次に、35ページ、3番スクールバス運行業務についてでございます。これは、1市2町で実施している実施方法、直営、委託の別、内容が異なっております。これらの調整方針につきましては、現行のとおりとする。ただし、合併後3年をめぐりに運行方法について検討する、としてございます。

次に、36ページ、4番要保護、準要保護児童生徒の就学援助についてでございますが、これは、国の制度であります。認定基準につきましては、市町の裁量が設けられておりまして、多少1市2町間で異なる取扱いをいたしておりますので、この調整方針につきましては、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、37ページ、5番新入学児童ランドセル支給事業についてでございますが、これは小学校新入学児童にランドセルを無料支給するもので、比内町、田代町のみ実施しているものです。また、平成17年度の対象新入学児童分につきましても、それぞれ平成16年度予算措置されていることから、この調整方針につきましては、平成18年度以降の入学児童については、合併後に検討する、としてございます。

最後に、6番幼稚園就園奨励費補助金についてでございますが、これは、大館市、比内町が実施している補助事業であります。田代町には、対象となる幼稚園は今現在ございません。

この調整方針につきましては、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま説明のありました61号について質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。はい、武田委員。

○武田砂代子委員 比内町の武田でございます。

この参考資料の5番目でありまして、新入学児童のランドセル支給事業でありますけれども、これは少子化対策事業の一つでもあると思っております。現在、田代町と比内町では、新入学児童に

ランドセルを支給しているわけでありますが、2人、3人の子供のいる家庭では大変ありがたいことだと言われております。ちなみに、現在、比内町で使用しているものは、色が黄色で、ランドセルにポケットが2つついておりまして、大きいのと小さいのがついておりまして、大変機能的で便利でありますし、6年間使用しても丈夫であります。それで、子供の数も年々少なくなっていることから、田代町、それから比内町、大館市を含めて、今後、全児童に支給できないものかなと、そういう施策を考えていただきたいものかなと、そういうふうに思います。参考までに、今後5年間の小学校へ入る児童数を申し上げますと、17年度は706人、1市2町あわせましてですね。18年度は689人、19年度は649人、20年度は645人、21年度は610人というふうになっているようでございます。ぜひとも全児童にですね、このランドセル支給ができないものかなとそういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長 荒川委員。

○荒川邦隆委員 うちの方でも午前中の全協におきまして、少子化対策事業としても非常に有意義なものだと。武田委員おっしゃったそのものずばり、うちの方からも申し入れていただきたいと、そういうことであります。

それからもう一つ、奨学金貸付の方でありますけれども、大館に18年から統一すると、そういうことになっております。うちの方では、大分前にですね、大学、短大、大館さんも同じようなあれでありましたけれども、議会の要望がありまして高校、高専、そういうものも各種学校ですね、こういうものを町長の英断で議会を尊重しながら施策を取り組んできた、そういう経緯がありまして、できたら、これも大館さんよりもですね、田代の方の案がよいんじゃないかなと。いずれにしても、読んだ字のごとく貸付であります。いずれ償還される金額でありますので、そこら辺を加味していただきたいと、この2点を申し添えます。

○議長 はい、佐藤委員。

○佐藤照雄委員 うちの方の議長にちょっと補足しますけれども、36ページの要保護、準要保護児童生徒の就学援助、この支給時期が、支給方法と支給時期が若干違うんですけれども、当町の場合は、学年、各学期の初めに支給しているということで、ほかの方と違いますけれども、ぜひ、こういうことにしていただきたいと。

それとあと、あえて質問ですけれども、3市町の各児童生徒の1人当たりの教育費の差ですけれども、これは広い意味での教育費じゃなくて、生徒児童に直接、あるいは指導のためにかかる今回の今のランドセル、教材費や図書費なども含めた金額がどのくらいかということの質問であります。

○議長 まず、質問から順番に行きましょう。佐藤委員の質問について、まず答えてください。

○佐藤 悟教育副部長 比内町教育委員会佐藤と申します。

今のお答え、佐藤委員の答えの児童1人当たりの学校に要する学校の経費ということでございまして、はっきり申し上げますと、今現在、各市町それぞれの金額でよろしいでしょうか。

最初に、比内町から申し上げます。比内町の場合、小中学校通しまして児童生徒1人当たり6万7,942円でございます。そのほかに、これはすべての経費にわたりますけれども、このほかにスクールバスの委託費用、それからCIR派遣費用の部分も別勘定で、1人当たり3万5,418円となっております。

続きまして、大館市の数値を申し上げます。小中学校通しての金額でございますけれども、6万7,196円でございます。

それから、田代町の場合を申し上げます。田代町の場合は、1人当たり13万6,406円でございます。この中の数字は、若干ですけれども数値を拾う上での差異も含んでいるということを、ご理解願

たいと思います。

以上でございます。

○**議長** さて、質問についてはお答えしましたけれども、ご提案については多岐にわたっておりまして、奨学金の支給事業、そしてまたさらにランドセル、そして支給時期についてということでの３点ございました。これらについて、今ここで議論というよりも、もう一回、幹事会に戻して、それで検討してもらってまたあげてもらおうというのが一番いいんでしょうかね、どうでしょうか。ここであれこれ言ってもね、なかなかいい悪いというのは決まらないと思います。もう一回、幹事会に差し戻すというのもこの３点についてですね。簡単に。

○**佐藤照雄委員** 大体、３町の１人当たりの教育費が大体のレベルがわかりましたけれども、田代は合併することによって関係する人方のそうした教育費のレベルが下がると、教育サービスが下がると、若干下がってくると思います。そういうことで、なるべく下げないように、今要望した部分も踏まえて、どうかそのことをお願いしたいという要望を加えて。

○**議長** わかりました。以上の要望も加えまして、幹事会に差し戻し、次回までに再度検討することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** それでは、そのように継続協議としたいと思います。

最後であります。協議案第62号であります。事務局。

○**事務局** 協議案第62号、社会福祉協議会の取扱いについてご説明いたします。

協議事項綴りの７ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第62号、社会福祉協議会の取扱いについて。

社会福祉協議会の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。２項目掲載してございます。読み上げます。

１．社会福祉協議会については、それぞれの実情を尊重しながら、合併を支援する。

２．社会福祉協議会への事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める、としてございます。

協議事項の参考資料綴りの39ページをお開きいただきたいと存じます。

39ページにつきましては、１番社会福祉協議会といたしまして、大館市、比内町、田代町それぞれ社会福祉協議会の構成内容をここに記載してございます。それから、２番の社会福祉協議会委託事業につきましては、大館市、比内町、田代町それぞれ１市２町が社会福祉協議会へ委託している事業を一覧表にしております。大館市は１番の児童館管理運営委託事業から９番の心配事相談所事業まで。比内町は１番高齢者生きがいセンター運営事業委託から、次の９番のいきいき元気サロン事業まで。それから、田代町は１番のボランティアセンター運営事業から、次のページの18番高齢者冬期生活支援事業まで、18項目ございます。それから、40ページの３番目につきましては、社会福祉協議会への負担金及び補助金をそれぞれ１市２町の名称を掲載してございます。大館市は、１番社会福祉協議会補助金からはじまりまして、３番の在宅福祉活動促進費補助金まで。比内町は、社会福祉協議会補助金、１番ですね、社会福祉協議会補助金からはじまりまして、屋内ゲートボール場運営費補助金。それから、田代町は１番社会福祉協議会補助金から３番の在宅福祉活動促進事業費補助金という形が今現在、社会福祉協議会に支出しているものでございます。

以上につきましては、先ほど提案しました調整方針のとおりするものでございます。社会福祉協議会は、参考までに申し上げますが、今現在、平成17年6月20日までの合併を目指して協議の最中でございます。そのこともお含みいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長** それでは、質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。高坂委員。

○**高坂清子委員** 田代町の高坂と申します。

社会福祉協議会への委託事業に、こんな差がありますね。それで、合併することによって、すりあわせが必要だと思います。そのときに、福祉サービスの低下を極力抑えるように調整して、調整ができるようお願いしたいと思います。

以上です。要望です、今のは。

○**議長** はい、もう一方、渡辺委員。

○**渡辺久憲委員** 比内の渡辺です。

社会福祉協議会の今後のあり方についてですけれども、社会福祉協議会で行っている事業というのは、本来でありますと、これは行政が負担すべきもの、行うべきものが本当ですけれども、そういう行政のなかなか行き届かない点を、福祉のためと申しますか、そういう面を埋め合わせるための活動であると思います。そういう意味におきまして、これまでのようにですね、やはりその意味というものを十分理解していただいて、本来の目的を達成するために何とか今後ともですね、それぞれの行政の中において支援していただくということを一つご希望申し上げたいと思います。

以上です。

○**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** それでは、ただいまの2つの要望を付した上で、協議案第62号について原案のとおり承認するというご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** では、以上2点の要望についても付記したいと思います。

それで、以上予定されました協議事項は終了いたしました。

その他の事項として、委員の皆様から何かご発言ございますか。はい、小笠原委員。

○**小笠原 豊委員** 質問ですが、すべての協議案件が出揃ったということでしたが、地域審議会等の設置に関してはあがってこなかったということは、幹事会、あるいは分科会、専門部会の方で協議されて結論が出たということだと思いますけれども、その経緯について簡単に説明していただければと思います。

○**議長** はい。

○**事務局** 地域審議会につきましては、幹事会で議題になりましたんですが、在任特例を実施していくということで、特に地域審議会については必要がないんじゃないかということになりました。

○**議長** よろしいですか。

ほかにご発言ございませんか。

ないようであれば、事務局から何かありますか。

○**事務局** 先に合併協定調印式の次第案についてであります。

さきの第11回の合併協議会において、合併協定調印式の日程を11月29日午前10時30分から秋北ホテルでの開催としてお願いを申し上げておりますが、今回、その他の事項の資料として、大館市・比内町・田代町合併協定調印式次第（案）をお配りしておりますので、ご説明を申し上げます。

合併協定調印式は、午前10時30分から秋北ホテルを会場としての開催を予定しておりますが、当日は調印式に先立ちまして、午前9時から同じく秋北ホテルで合併協議会を開催し、市長、町長と各議会議長には若干リハーサルをしていただきながら、他の協議会委員の皆様には、事前に合併協定書に立会人署名をお願いしたいと思っております。

調印式の出席者につきましては、合併協議会委員、監査委員のほか、主な来賓といたしまして、県知事、県議会議長、地域選出県議会議員、秋田県市長会会長、秋田県町村会会長などにご出席いただくとともに、1市2町の議会議員、市町関係者をあわせまして140人ほどと予定しております。

次第の方でございますけれども、比内町助役による開式に続き、来賓紹介を行います。続きまして、大館市助役が合併の経過及び協定書説明を行い、それから合併協定の調印となります。調印は、市長、町長による調印、続いて特別立会人署名といたしまして、秋田県知事に、また立会人署名といたしまして各議会議長をお願いしたいと思っております。署名が終わりますと、主催者として市長、各町長の挨拶がございまして、これに続きまして祝辞を県知事と県議会議長からいただくこととし、田代町助役により閉式をもって終了ということで、開式からおおむね1時間を予定しておりますので、よろしくをお願い申し上げます。

合併協定調印式についての説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○**議長** はい。

○**事務局** 続きまして、今後の協議会の日程でございますが、次回の第13回合併協議会は11月8日、月曜日でございますが、午後1時30分から比内町役場の2階大会議室で開催を予定しております。本日継続案件となりました案件のほかに、新市建設計画の県知事への正式協議の案件、それから合併協定書の案、それから各議会にお願いいたします合併関連議案について確認をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、第14回の合併協議会でございますが、11月22日、月曜日でございますが、午後1時30分から田代町総合開発センターの2階集会室での開催を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○**議長** ただいまの点で何かご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** これで、本日の協議はすべて終了いたしました。

第12回の合併協議会も委員の皆さんのご協力によりまして終了することができました。長時間のご協議、大変お疲れさまであります。今後は11月8日、11月22日というぐあいに合併協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

本日は誠にありがとうございました。

○**司会** 大変お疲れさまでございました。

これもちまして、第12回大館市・比内町・田代町合併協議会を閉会いたします。
長時間にわたり、誠にありがとうございました。

午後 5 時10分 閉 会

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員

